平成２４年６月１９日　号外

岡山県公報

発行　岡山県

目次

【監査公表】

○　岡山県職員措置請求に基づく監査の結果の公表

担当課（室）

監査事務局

目次

担当課（室）

◎岡山県監査公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求について、同条第四項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十四年六月十九日

岡山県監査委員　前　川　　治
岡山県監査委員　大　森　礼　子

一　監査の請求

平成24年４月18日，次のとおり岡山県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

１　請求人

岡山市中区乙多見347番地

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表幹事　光 成 卓 明

２　請求の要旨

請求人の請求の要旨は，次のとおりである。

(1) 岡山県知事が，平成22年度に岡山県議会の各議員に交付した政務調査費（残余金精算後の額）のうち，別紙１違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので，同金額について各議員に対して岡山県に返還するよう請求することを求める。

(2) 請求の理由

①　政務調査費の性質と支出の査定

ア　岡山県議会の政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山県議会の政務調査費は，実費弁償を原則とする補助金の一種であり，地方自治法第100条第14，15項，及びこれに基づき制定された「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて各県議会議員に交付される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，政務調査費を交付することができる」と定めている。

条例はこれに基づき，第１条で政務調査費が「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること，第７条で「議員は，政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」こと，第10条で議員が「その年度において行った政務調査による支出（第７条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額」を控除して残余がある場合は残余金を県に返還すべきことを，それぞれ定めている。また第７条では，「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の９種類の使途費目を定め，第７条に基づき定められた「岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程」（以下「規程」という）第４条別表（以下「規程別表」という）において各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って，岡山県議会の政務調査費は，「その年度において」支出された，「岡山県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って，支出が認められる。

イ　県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は，政務調査費との関係では概念上，「政治活動」と「私的活動」に区分することができ，そのうち「政治活動」は「政務調査活動」と「政務調査以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務調査活動」にかかる，規程別表に定める使途基準に該当するものについてのみ，政務調査費から支出することが許される。

しかしながら，議員の活動，特に「政治活動」は，実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に，県政についての広報の要素があると同時に，後援会活動，選挙準備活動の要素もある。

政務調査費は一種の補助金なので，政務調査のためにだけ支出することが許される。従って，種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には，一定割合で按分して支

出することだけが許される。（当オンブズマンがこれまでに接した県議会議員・会派の中には，「政治活動のうち，『純粋な選挙活動』『純粋な政党活動』『純粋な後援会活動』等を除いた残りは全部『政務調査』であり，政務調査費を全額支出できる」と主張する者があるが，この主張は誤りである。）

従って，個々の議員の一つ一つの活動について「政務調査」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し，

(ｱ) 当該支出にかかる活動の全体が，議員の「政務調査活動」にかかる支出（「県議会議員の調査研究に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは，全額認め，

(ｲ) 当該支出にかかる活動の全体が，「私的活動」または「政務調査以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは，全額認めず，

(ｳ) 当該支出にかかる活動の全体が，(ｱ)，(ｲ)のいずれかと断定できない支出のうち，具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め，それ以外のものについては按分率50パーセントで認めるべきである。

ウ　その他の一般的支出基準

次の各項の１つに該当する支出は，経費の種類を問わず，適法と認められない。

(ｱ) 違う年度にした支出。

(ｲ) 領収書のないもの。

(ｳ) 領収書に月日，もしくは年の記載がなく，推定もできないもの。

(ｴ) 領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。

(ｵ) 領収書に品目の記載が無いか，不十分で，推定もできないもの。

(ｶ) 領収書と報告内容または添付されている成果物とが一致しないもの。

(ｷ) 領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。

(ｸ) 領収書の品目に認められるものと認められないものが混在し，内訳が不明なもの。

(ｹ) 領収書の発行者が不明なもの。

(ｺ) 議員本人，これと住所を同じくする個人または法人，もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。

注１　平成22年度分会派会費の精算のために平成23年４月になされた会派会費の支出については，４月以降に支出をするべきやむをえない事由が有るものとして，上記一般的基準(ｱ)の例外とした。

注２　①次年度４月分の家賃を当年度３月に支払ったもの，②前年度３月分の賃料を当年度４月に支払ったもの，については，支出が重複していない限り，上記一般的基準(ｱ)の例外とした。

注３　継続している購読料など，契約期間が年度をまたがっているものについては，支出が重複していない限り，上記一般的基準(ｱ)の例外とした。

注４　領収書を欠き会派または議員個人の支払証明書で代用している支出については,他の資料により支出及び使途が事実と推認できるものに限り，上記一般的基準(ｲ)の例外とした。

エ　査定の結果

上記の一般基準に基づき，請求人が，岡山県議会の各議員が平成22年度の政務調査費から支出したとして収支報告書に記載した支出について，開示された領収書類に基づいて，政務調査費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は，別紙査定表のとおりである。

なお，

(ｱ) 岡山県議会においては，政務調査費の支出金額が１万円を超えるものについてのみ領収書類が開示されるので，開示された領収書類にかかるものについてのみ査定を行った。

(ｲ) 領収書類の開示請求に対して一部不開示となった部分，及び，領収書類等の添付が不十分なものについては，各議員に任意に開示を求め，任意に開示されたものをもあわせて査定を行った。

以下，上記の判断にかかる費目別の一般的認定根拠を次項で述べる。

② 費目別の認定基準

ア 調査研究費

調査研究費は，「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費（調査委託料，交通費，宿泊費等）」（規程別表）である。平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，大別すると，①会派会費，②旅費宿泊費，③自動車燃料代，④調査及び補助業務委託費，⑤アンケート等作成費・送料，⑥大学院授業料，⑦インターネット通信購読料，⑧団体会費である。

「調査研究」が政務調査として適切であるためには，「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして，「調査研究」の目的がこの趣旨にかなっていて，かつその費用が目的，効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

(ｱ) 会派会費

議員が所属する会派が，議員の政務調査費を財源として行う支出については，これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し，政務調査費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務調査費の支出として会派に支払う共通経費は，会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。

会派の支出に適法なものと適法でないものとが混在する場合には，議員個人の会派に対する支出は，会派の支出のうち政務調査費の支出として適法なものの割合により按分して適法と認められ，それを超える部分は適法と認められない。

従って，会派がした支出の使途が領収書類等により明らかにされない場合，議員が会派に対し共通経費として支払った支出は，その現実の使途が不明であるから，適法な政務調査費の支出と認められない。

(ｲ) 旅費宿泊費

「調査研究」にかかる旅費宿泊費については，①当該旅行にかかる「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか，②旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか，③個別の費用が「政務調査」目的と考えられるか，が問題である。

上記の判定の結果，旅行全体が政務調査として適切な「調査研究」であると判断されるものについては，旅費宿泊費は全額認められる。逆に，全部が政務調査として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率50パーセントで按分すべきである。

具体的には，

a 調査研究の目的が記載されていないものは認められない。

b 調査研究の目的の記載が抽象的なもの，事実と認められないもの，信憑性がないものは，認められない。

c 外国への「親善・友好訪問」の費用は，現実に支出されているものの限りでは，記載されている目的が抽象的で，旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。

d 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては，多すぎる部分は認められない。

e 領収書類が添付されておらず，会派や議員個人の支払証明書が代用されている支出は，①当該旅行を行ったことが他の資料により確認できる

か，②領収書類を取得できない特段の理由が認められない限り，認められない。（この点につき，研修旅費及び会議旅費も同じ。）

(ｳ) 自動車燃料代

原則として按分率50パーセントで按分すべきである。自家用車を走らせるのには，政務調査目的のほかに，「政務調査以外の政治活動目的」及び「私的活動目的」のものがあることが明らかだが，これらを区別してそれぞれの割合を明らかにすることは困難なので，50パーセントが政務調査目的と推定する。

プリペイドカードの購入費は認められない。プリペイドカードは，自動車燃料以外の燃料を購入できるし，家族の自動車にも給油できるからである。

給油所の領収書が月・年単位で発行されていて，個々の購入の明細が不明なものも，同様の理由で認められない。

(ｴ) 調査及び補助業務委託費

「調査研究」及びその補助業務の委託費用については，①当該「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか，②委託先が当該「調査研究」の実施者として適切かどうか，③委託費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか，が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ，不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには，①具体的な委託業務内容がどのようなものか，②当該委託に基づき行われた業務がどのようなものか，③当該委託を受けたのが誰か，が判明することが必要である。

従って，上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず，上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合，委託費用の支出は適法と認められない。

(ｵ) アンケート等作成費・送料

アンケートに関する費用の支出については，当該アンケートの内容及び範囲が「政務調査」として適切かどうか，が問題である。これらが適切であれば,作成・送付費用の支出は政務調査費の支出として適法と認められ，不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには，当該アンケートの具体的内容及び実施範囲が判明することが必要なので，これらを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず,上記判断を可能とする資料を含む）が添付されていない場合，アンケート関係費用の支出は適法と認められない。

(ｶ) 大学院授業料

大学院における授業を受けることは，基本的に当該個人の資質の向上及び資格の取得を目的とする行為である。従って，大学院授業料は，原則として政務調査費として認められない。

(ｷ) その他

インターネット通信購読料については「資料購入費」，団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

イ　研修費

研修費は，「団体等が開催する研修会，講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費，交通費，宿泊費等）」（規程別表）である。平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，大別すると，①研修参加料，②旅費宿泊費，③団体会費，である。

この費目については，①当該「研修」等が政務調査として適切かどうか，②研修費用の金額が適切かどうか，③飲食を伴っているかどうか，が問題である。

研修などが政務調査として適切であるためには，「県政の調査研究に資するために必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして，研修などの目的がこの趣旨にかなっていて，かつその費用が目的，効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

(ｱ) 研修などの参加費・受講料・資料費

a　その研修などが政務調査として適切と判断される場合には，会合の参加費，受講料，資料費の全額が適切と認められる。

b　研修の名や実質的内容，開催団体の名や実質が不明なものは認められない。

c　飲食を伴う研修の費用，及び懇親会費は認められない。飲食を伴う会議，研修などの費用は政務調査費から支弁することに根本的になじまないし，懇親会は参加者の懇親のために行われる飲食の会であり，研修に必要とは認められない。

飲食を伴う，もしくはそれと推定されるものは，飲食費部分が特定できるものはその部分を否認し，特定できないものは全部を否認する。

d　参加費等を事前に払い込みしている場合，キャンセルが可能な研修については，当日の参加を証する資料（レジュメ，報告書，当日発行の領収書など）がなければ認められない。

e　他の政治活動の目的が混在するもので,按分がなされていないものは,原則として按分率50パーセントで按分する。

(ｲ) 旅費宿泊費

「研修」にかかる旅費宿泊費については，①当該旅行にかかる「研修」そのものが「政務調査」として適切かどうか，②旅行費用が研修の目的・効果と対比して適切かどうか，③個別の費用が「研修」目的と考えられるか，が問題である。

上記の判定の結果，旅行全体が政務調査として適切な「研修」であると判断されるものについては，旅費宿泊費は全額認められる。逆に，全部が研修として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率50パーセントで按分する。

具体的には，

a　研修等の目的が記載されていないものは認められない。

b　研修等の目的の記載が抽象的なもの，事実と認められないもの，信憑性がないものは，認められない。

c　適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては，多すぎる部分は認められない。

(ｳ) 団体会費

団体会費は団体に所属するための費用である。団体に所属することは，本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものと考えられ，県政に関する研修とは考えられないので，団体会費は政務調査の費用とは認められない。但し，当該団体が催す研修会などの会費は，(ｱ)の基準に従って認められる。

ウ　会議費

会議費は，「議員が行う地域住民の県政に関する要望，意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場借上料，機材借上料，資料印刷費等）」である（規程別表）。平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，大別すると，①会場使用料，②機材借り上げ料，③印刷費，④送料，⑤茶菓飲料代，⑥団体会費である。

(ｱ) 会場使用料

a　その会議などが政務調査として適切と判断される場合には，会場費の全額が適切なものと認められる。

ｂ　以下のものは認められない。
(a) 会場名が不明なもの。
(b) 会合の目的が不明なもの。
(c) 過度に高額なもの。
(d) 飲食を伴う研修にかかるもの。
ｃ　会合そのものに政務調査と他の目的が混在していると判断される場合には，原則として按分率50パーセントで按分する。

(ｲ) 機材借り上げ料
報告会等の音響機材レンタル料は，会合の内容に照らして機材借り上げの必要性が確認できないものは，認められない。必要性が確認できるものについては，当該会合が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務調査と認められるものについては全額，他の目的が混在するものについては原則として按分率50パーセントで）認められる。

(ｳ) 印刷費
会議資料の印刷費は，当該会議の資料とされたことが確認できることを前提に，当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額，他の目的が混在するものについては原則として按分率50パーセントで）認められる。
当該会議の資料とされたことが，印刷物の写し等により確認できないものは，認められない。

(ｴ) 送料
報告会等案内の切手代，郵送料は，会合の内容が確認できないものは，認められない。会合の内容が確認できる場合，会合が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務調査と認められるものについては全額，他の目的が混在するものについては原則として按分率50パーセントで,）認められる。政務調査以外の目的と判断される場合には認められない。

(ｵ) 茶菓・飲料代
会議の茶菓代は，過度に高額でない限り，当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額，他の目的が混在するものについては原則として按分率50パーセントで）認められる。
高級菓子店や不相当に高額な（１個100円，合計5,000円を超える）ものは認められない。

(ｶ) その他
団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

エ　資料作成費
資料作成費は，「議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費，原稿料等）」（規程別表）である。平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，大別すると，①広報紙・広報資料作成費，②議会質問用パネル作成費，である。
政務「調査」の経費と考えられるものは全額認められる。政務調査以外の政治活動と考えられるものは認められない。区別が困難なものは按分率50パーセントで按分する。

(ｱ) 広報紙・広報資料作成費については，「広報費」の項目で一括して述べる。
会議用の資料作成費は，資料内容が確認できないものは，認められない。資料の内容が，政務調査のためのものとして適切と認められる度合いに応じて（全体が政務調査と認められるものについては全額，他の目的が混在するものについては原則として按分率50パーセントで,）認められる。政

務調査以外の目的と判断される場合には認められない。

紀要論文作成費は，大学院授業の関連費用なので，認められない。

(ｲ) 議会質問用パネル作成費は認められない。パネル作成は「調査」の目的で行われるのではなく，議員のパフォーマンスの向上の目的で行われるものだからである。

オ　資料購入費

資料購入費は，「議員が行う調査研究のために必要な図書，資料等の購入に要する経費」（規程別表）である。平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，大別すると，①書籍購入費，②新聞・雑誌購読料，である。

この費目については，議員が購入している書籍，新聞，雑誌のそれぞれが，「調査研究活動のために必要な図書，資料等」にあたるかどうかが問題である。インターネット通信購読料は，書籍・雑誌購入費に準じて判断する。

(ｱ) 書籍購入費

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。

a　上記に該当しないと考えられる一般図書は認められない。

b　書籍名の記載されていない支出は認められない。

c　専ら個人の趣味的関心に属すると認められるものは認められない。

d　住宅地図は認められない。住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり，選挙対策その他の「政務調査以外の政治活動」の用に供することが主な目的と判断される。

(ｲ) 新聞・雑誌購読料

a　一般的商業紙

会派控室用の一般商業紙は按分率50パーセントで按分すべきである。

自宅用，事務所用のものは認められない。（一般に，新聞は議員でなくてもふつう購読する。）

b　業界紙・情報紙

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と判断されるものは認められる。それ以外のもの（地方自治体が購入する際に＜需要費＞ではなく＜交際費＞から支出する種類のもの）は認められない。

c　運動誌，政党誌，団体誌

議員自身が所属し，または支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は認められない。運動，政党，団体への関与は，議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので，政務調査とは認められない。

なお，議員の「反対党」と認められる団体の機関誌などの購入費用は「反対派の政策の研究」として認めるが，「赤旗日曜版」「聖教新聞」は一般紙と変わりないので「反対派」の購入でも認められない。

d　雑誌

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。一般的な商業週刊誌は，特に県政の調査研究に資する記事が掲載されていることが明らかでない限り，認められない。

e　購読料として，実際に要する額を超える金額を支出している場合，購読料以外の支出は実質カンパと推定されるので，超過部分は認められない。

カ　広報費

広報費は，「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙，報告書等印刷費，送料，交通費等）」（規程別表）である。

平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，大別すると，①広報

紙等作成費用，②同配布費用，③HP作成・維持費用，④切手・ハガキ購入費用，⑤茶菓代，⑥広報作業人件費である。

県政報告などの経費は，本来，①「政務調査活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と，②「政務調査以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して，①の部分の経費だけを政務調査費から支出することを認めるべきである。しかし現実には，①②の両部分は県政報告中で混在していて，その割合を定めることは困難である。

そこで，県政報告などの経費については，①原則として按分率50パーセントで按分すべきであり，②例外的にイ「全部が政務調査と考えられるもの」は全額認められ，ロ「全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

(ｱ) 広報紙等作成・配布費用

原則として按分率50パーセントで按分する。但し，「送付用切手」の大量購入には問題があるので，項を改めて述べる。

広報紙の「企画・デザイン費」も原則として按分率50パーセントで按分する。但し，印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費（印刷費の支出を伴わないものなど）は認められない。

封筒等印刷費は，

a　目的が明示され，または他の費用の支出状況から推定できる（広報紙の印刷費，郵送代など）ものは，使用目的に応じて，全額または按分して認める。

b　品名不明の印刷費・郵送代，その他の目的の推定が困難なものは，原則として広報紙の送料と推定し，按分率50パーセントで按分する。

メールマガジン配信システム制作費は，メールマガジンの内容や，配信システム制作費の明細が確認できないものは，認められない。内容が確認できる場合,①原則として按分率50パーセントで按分すべきであり,②例外的にイ「全部が政務調査と考えられるもの」は全額認められ，ロ「全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

また，過度に高額と判断されるものについては，適正額を超える部分は認められない。

(ｲ) 選挙前年であることによる広報紙の印刷・配布費用についての修正

岡山県議会議員の選挙が平成23年度初頭に行われた（４月１日告示，４月10日投票）ので，平成22年度の政務調査費のうち「広報紙」の配布印刷費用には，選挙ないし選挙準備費用が混入していることが疑われる。選挙ないし選挙準備費用の混入は，広報費においては，①「広報紙」の記事中に選挙・選挙準備的事項が内容的に混入する，②「広報紙」の配布回数・数量が顕著に増加する，の二つの形態をとって現れると考えられる。

そこで，選挙直前年である平成22年度については，以下の査定基準を追加的に適用する。

a　選挙や政党関係の記事が，紙面の２分の１以上を占める場合は，否認する。

b　選挙や政党関係の記事が，紙面の２分の１以下である場合は，領収書記載額を按分率50パーセントで按分する（通常年と同じ）。

c　ｂの場合でも，当該議員の平成22年度の広報紙関係費用の年間発行総部数及び年間総額のいずれもが，21年度より30パーセント以上多い場合は，増加分を選挙・選挙準備活動のためと推定し，（21年度の発行総部数／22年度の発行総部数）の比を乗じたうえで，按分率50パーセントで按分する。

(ｳ) HP作成・維持費用

(ｱ)に準じ，原則として按分率50パーセントで按分する。

(ｴ) 「パソコンサポート料」
その実質が判明しないものは認められない。実質が広報紙やHP作成費用である場合，これらに準じて認められる。実質が「パソコン技術の指導料」等である場合は，調査研究に必要な経費とは言えないので，認められない。（なお実例につき，「パソコンにトラブルがあった場合の対応や操作に関する援助」との説明がなされたが，毎月定額の「サポート料」の支払を要するトラブルが発生するとは信じられないので，「指導料」と推定した。）

(ｵ) 切手・ハガキ購入費用
使用目的が明示され，あるいは他の費用（広報紙の印刷費等）の支出状況から推定できる（広報紙の郵送代など）切手・ハガキ購入費は，当該使用目的に応じて，全額または按分して認められる。

a　広報紙郵送用の切手代（もしくは料金別納郵送代）は按分率50パーセントで按分する。

b　ハガキの100枚以上の一括購入で政務調査目的との関連性が不明なものは認められない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換できるので，流用が容易であるうえ，記載できる字数が少なく政務調査としての広報には本来不向きなはずだからである。
但し，県政報告用ハガキの購入費用で，当該県政報告の実物が資料として添付されている場合はこの限りでない。

c　50円切手の一括購入は，私製ハガキ用のものと推定されるので，具体的用途が明示されない限り，認められない。

d　暑中見舞ハガキ，年賀ハガキ，私製ハガキ，絵ハガキの購入は認められない。

e　80円切手の大量購入（30日内に400枚以上の購入）は，
(a)　使途が明示されず推定もできないものは認められない。
(b)　県政報告用と記載されていても，対応する印刷費等の支出がないものは認められない。
切手はいつでも使うことができるので，当面使わない切手を購入しておいて翌年度以降に使うことができ，これを認めれば当年度の経費の支弁に限定されている政務調査費を翌年度に繰り越すことを認めることになる。また切手は金券業者で容易に換金することができるので，その大量購入は実質上，目的の明示されない現金交付と同じことになる。またそもそも県政報告を郵送する場合，料金別納郵便を利用すれば，大幅に手数を節約できるし，配達先がまとまっていれば割引を受けることができる。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり，よからぬ魂胆があると考えざるをえない。

f　少額（ｂ，ｃ，ｅに達しない数量）の切手・ハガキ購入は，事務連絡用のものと推定し，按分率50パーセントで按分する。

(ｶ) 茶菓購入費は，ウ「(会議費)」に準じる。

(ｷ) 広報作業人件費は，ケ「人件費」に準じる。

キ　事務所費
事務所費は，「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の借上料，管理運営費等）」（規程別表）である。平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，大別すると，①事務所（駐車場含む）賃料，②事務所光熱水費，である。
この費目については，①事務所がどの程度「政務調査活動」に用いられ，どの程度「それ以外の政治活動」に用いられているのかが問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので，原則として按分率50パーセントで按分すべきである。②また，自己・家族またはこれと同視できる者に対す

る支払であるかどうか，が問題である。

(ｱ) 事務所賃料

原則として按分率50パーセントで按分する。但し，

a　物件が特定できないものは認められない。賃料額が適切かどうか判定できないからである。

b　「議員本人，これと住所を同じくする個人または法人，もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に対する支出は認められない。

c　支出先を特定できないものは認められない。ｂに該当する者かどうかが判定できないからである。

(ｲ) 事務所用光熱水費

原則として按分率50パーセントで按分する。

(ｳ) 選挙前年であることによる事務所費についての修正

岡山県議会議員の選挙が平成23年度初頭に行われた（４月１日告示，４月10日投票）ので，平成22年度の政務調査費のうち事務所費には，選挙ないし選挙準備費用が混入していることが疑われる。選挙ないし選挙準備費用の混入は，事務所費においては，事務所もしくは事務所スペースの借り増しによる家賃等の増加の形態をとって現れると考えられる。

そこで，選挙直前年である平成22年度については，以下の査定基準を追加的に適用する。

a　家賃等が21年度と同額の場合は，領収書額を按分率50パーセントで按分する（通常と同じ）。

b　家賃等が，22年度途中から値上がりしている場合は，値上がり分は選挙活動のためと推定されるので否認し，値上がり前の領収書額を按分率50パーセントで按分する。

c　21年度は家賃等がないのに22年度にはある場合，事務所が現存していなければ，選挙用事務所と推定し，否認する。

ク　事務費

事務費は，「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費，通信費等）」（規程別表）である。平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，大別すると，①事務機器・備品購入費用，②同リース費用，③同維持保守費用，④電話・FAX・インターネット接続料金，⑤事務用消耗品費，⑥広報紙・封筒等印刷費，⑦同送料，⑧切手・ハガキ購入費用，⑨インターネット接続管理費用，⑩パソコン設定費用，である。

この費目については，個々の事務費が「政務調査活動」にかかる経費か，「それ以外の政治活動」にかかる経費か，が問題になる。

両者を区別して割合を定めることは困難なので，原則として按分率50パーセントで按分すべきである。例外的に①「全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「全部が政務調査ではないと判断されるもの」は認められない。

(ｱ) 事務機器・備品購入費用

a　原則として按分率50パーセントで按分する。

b　パソコン・ノートパソコン，プリンタ，パソコンソフト等の購入費，パソコン類のバージョンアップ費用は１人１任期１回に限り按分率50パーセントで按分する。

データ復旧費・データ回収料は，按分率50パーセントで按分する。

c　デジタルカメラ，デジタルビデオカメラ，シュレッダー，印刷機，椅子などの事務用耐久消費財等，耐用年数が長い物品については，原則として按分率50パーセントで按分し，品ごとの耐用年数に応じて複数回購入を認める限度を定める。

d　マイク，アンプ，大型メガホンなどの音響機材購入費は，報告会等の

内容と機材借り上げの必要性が確認できないものは，認められない。必要性が確認できるものについては，当該会合が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務調査と認められるものについては全額，他の目的が混在するものについては原則として按分率50パーセントで）按分する。

(ｲ) リース料（コピー機・印刷機・パソコン等）

原則として按分率50パーセントで按分する。

但し，物品価格・サービス内容と対比して過度に高額な（パソコンなど）リース料は認められない。従って，高額なリース料は，物品・サービス内容が判明しない限り認められない。

(ｳ) コピー機等維持保守費用

按分率50パーセントで按分する。

(ｴ) 電話・FAX・インターネット接続料金，インターネット接続管理費用

会派控室，事務所（事務所の固定電話については２台まで）については按分率50パーセントで按分する。

自宅の固定電話，携帯電話については按分率３分の１（私用，政務調査活動，それ以外の政治活動各３分の１の負担率と推定する）で按分する。

自宅の２台目以降の電話の料金は認められない。

(ｵ) 事務用消耗品費（紙，封筒，インク，コピー用紙，ラベル等）

按分率50パーセントで按分する。

(ｶ) パソコン設定費用

パソコン本体の購入または移転と同時に行われる場合，１人１任期１回に限り，按分率50パーセントで認める。

(ｷ) その他

ａ　広報紙・封筒等印刷費，同郵送料，切手・ハガキ購入費用はカ「(広報費)」に準じる。

ｂ　名刺印刷費は認められない。

ケ　人件費

人件費は，「議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」（規程別表）である。平成22年度においてなされた１万円を超える支出は，職員及びアルバイト職員に対する賃金給与，及びそれにかかる労働保険料である。

この費目については，個々の職員の業務が「政務調査活動」か「それ以外の政治活動」かが問題になる。

(ｱ) 職員ごとにその業務を「政務調査活動」と「それ以外の政治活動」に区分して割合を定めることは困難なので，原則として按分率50パーセントで按分する。例外的に，①「資料に基づき，全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「資料に基づき，全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

(ｲ) 「議員本人と住所を同じくする者，もしくはそれらと実質的に同視しうる者」に対する支出は認められない。

(ｳ) 住所氏名を特定できない者に対する支出は認められない。(ｲ) 該当するかどうかが判定できないからである。

(ｴ) 労働保険料のうち，本人からの雇用保険料預かり金部分を含め計上しているものは，その限度で否認する。本人からの預かり金は，議員の「支出」ではないので，これについて政務調査費からの支出を認めると二重取得になるからである。

(ｵ) 選挙前年であることによる人件費についての修正

岡山県議会議員の選挙が平成23年度初頭に行われた（４月１日告示，４月10日投票）ので，平成22年度の政務調査費のうち人件費には，選挙ないし選挙準備費用が混入していることが疑われる。選挙ないし選挙準備費用

の混入は，人件費においては，議員が雇用する人員の数や雇用時間の増加による人件費の増加の形態をとって現れると考えられる。

そこで，選挙直前年である平成22年度については，以下の査定基準を追加的に適用する。

a　人件費が21年度と同額の場合は，領収書額を按分率50パーセントで按分する（通常と同じ）。

b　人件費が，22年度途中から値上がりしている場合は，値上がり分は選挙活動のためと推定されるので否認し，値上がり前の領収書額を按分率50パーセントで按分する。

c　21年度は人件費がないのに22年度にはある場合，人件費の支出が現存していなければ，選挙用人件費と推定し，否認する。

③　岡山県議会の平成22年度政務調査費の支出と不当利得

ア　以上の結果,各議員が平成22年度の政務調査費として支出した金額のうち，別紙査定表で是認されるものとした以外の支出は，条例第７条に違反しているので，別紙違法支出金額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は違法である。

イ　条例第７条は，「議員は，政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない」と定め，同第10条は，「知事は，議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から，議員がその年度において行った政務調査による支出（第７条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は，当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と定めている。

この知事の返還請求権の法的性格は，不当利得返還請求権であり，＜当該議員がその年度において行った政務調査による支出（条例第７条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し，知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に該当することになる。

ウ　しかるに，ア記載の違法支出金額は条例第７条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので，その全額が条例第10条にいう「残余」にあたる。

エ　よって，岡山県知事が岡山県議会の各議員に対して前記の政務調査費の残余金の返還を請求しないことは，財産の管理を違法に怠る事実に該当するので，地方自治法第242条第１項の規定に基づき，証拠書類を添付して，頭書のとおり，厳正な措置を請求する。

（請求の要旨は，原文のまま記載した。ただし，査定表及び添付書類は省略し，見出し記号の一部付け替え等の調整を行った。）

別紙１

違法支出金額一覧表

平成22年度岡山県議会政務調査費

（平成22年4月１日～平成23年3月31日）

【自由民主党岡山県議団】

議　員　名	政務調査費支出額(円)	是認額（円）	違法支出額（円）
戸　室　敦　雄	2,246,800	55,500	2,191,300
千　田　博　通	1,814,419	45,035	1,769,384
三　村　峰　夫	2,605,330	0	2,605,330
天　野　　　学	1,852,329	648,759	1,203,570
古　山　泰　生	4,111,844	0	4,111,844
小　田　春　人	2,833,571	0	2,833,571
岡　崎　　　豊	3,174,940	0	3,174,940
河　本　　　勉	1,665,176	11,445	1,653,731

小　野　泰　弘	874,411	71,873	802,538
内　山　　　登	1,711,115	83,265	1,627,850
渡　辺　英　気	1,597,425	0	1,597,425
小　田　圭　一	2,060,743	0	2,060,743
伊　藤　文　夫	3,578,822	37,612	3,541,210
井　元　乾一郎	1,574,110	44,110	1,530,000
池　田　道　孝	1,173,890	10,500	1,163,390
佐　藤　真　治	2,609,968	1,029,345	1,580,623
蓮　岡　靖　之	3,532,057	44,100	3,487,957
高　橋　戒　隆	3,427,697	0	3,427,697
久　徳　大　輔	918,182	6,208	911,974
波　多　洋　治	3,100,911	141,750	2,959,161
西　岡　聖　貴	3,141,980	94,700	3,047,280
神　宝　謙　一	3,814,136	0	3,814,136
蜂　谷　弘　美	3,603,448	771,313	2,832,135
遠　藤　康　洋	3,861,086	6,563	3,854,523
加　藤　浩　久	3,657,783	71,595	3,586,188
小　倉　弘　行	3,791,220	844,039	2,947,181
浅　野　　　實	2,430,778	36,833	2,393,945
岡　本　泰　介	3,545,378	54,900	3,490,478
渡　辺　吉　幸	3,460,310	371,307	3,089,003
小　林　健　伸	3,994,596	327,785	3,666,811
池　本　敏　朗	3,759,061	24,400	3,734,661
谷　口　圭　三	3,274,151	191,850	3,082,301
太　田　正　孝	3,344,756	561,391	2,783,365
青　野　高　陽	3,233,736	540,000	2,693,736
江　本　公　一	2,919,039	441,934	2,477,105
中　塚　周　一	3,575,475	133,720	3,441,755
合　　　計	101,870,673	6,701,832	95,168,841

【民主・県民クラブ】

議　員　名	政務調査費支出額(円)	是認額（円）	違法支出額（円）
鈴　木　一　茂	1,571,332	981,134	590,198
住　吉　良　久	2,367,447	185,309	2,182,138
長　瀬　泰　志	2,273,410	1,131,494	1,141,916
三　原　誠　介	3,849,502	873,186	2,976,316
横　田　えつこ	3,769,459	2,803,001	966,458
岡　田　幹　司	2,400,954	1,369,914	1,031,040
高　原　俊　彦	792,209	223,788	568,421
一　井　暁　子	4,106,506	2,485,403	1,621,103
木　下　素　典			
合　　　計	21,130,819	10,053,229	11,077,590

【公明党岡山県議団】

議　員　名	政務調査費支出額(円)	是認額（円）	違法支出額（円）
高　橋　英　士	1,384,005	1,093,173	290,832
景　山　貢　明	2,946,070	1,882,903	1,063,167
山　田　総一郎	1,439,650	1,087,853	351,797
吉　田　政　司	2,395,442	2,046,504	348,938
増　川　英　一	1,490,014	1,220,248	269,766
合　　　計	9,655,181	7,330,681	2,324,500

【日本共産党岡山県議会議員団】

議　員　名	政務調査費支出額(円)	是認額（円）	違法支出額（円）
武　田　英　夫	2,793,290	2,309,688	483,602
赤　坂　てる子	2,445,482	1,851,187	594,295
森　脇　久　紀	3,952,665	2,455,679	1,496,986
合　　計	9,191,437	6,616,554	2,574,883

【無所属】

議　員　名	政務調査費支出額(円)	是認額（円）	違法支出額（円）
佐　古　信　五	3,269,613	132,822	3,136,791
福　田　通　雅	3,621,905	128,494	3,493,411

総　　計	148,739,628	30,963,612	117,776,016

３　事実証明書

請求人から，事実証明書として本件政務調査費に係る収支報告書等の写しが提出された。

二　監査の追加請求

平成24年４月26日，請求人から次のとおり，岡山県職員措置請求追加請求書（以下「追加請求書」という。）が提出された。

１　請求の要旨

請求人の請求の要旨は，次のとおりである。

(1) 岡山県知事が，平成22年度に岡山県議会の各議員に交付した政務調査費（残余金精算後の額）のうち，別紙２違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので，同金額について各議員に対して岡山県に返還するよう請求することを求める。

(2) 請求の理由

①　１万円以下の政務調査費の支出について

「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という）は，

ア　第８条第１項において，議員は，政務調査費に係る収支報告書を翌年度の４月30日までに議長に提出しなければならない旨，

イ　同条第３項において，１件あたりの支出金額が１万円を超える政務調査費の支出については，収支報告書に領収書等の写しを添付しなければならない旨，

各定めている。

②　本件各支出の違法性

ア　本追加措置請求の対象とする支出

本追加措置請求の対象とした別紙違法支出金額一覧表記載の支出(以下「本件各支出」という）は，いずれも，各議員が，１件あたりの支出金額が１万円以下であるものとして，収支報告書に領収書等を添付しなかったものである。

イ　本件各支出の違法性

(ｱ) 調査研究費中の食糧費，懇親会費（４名，138,900円）

調査研究費中の食糧費・懇親会費は，飲食を伴う会合等の参加費用と推定される。政務調査費を飲食費用に支出することは違法である。

(ｲ) 調査研究費中の会費，懇談会費，会派負担金等（６名，1,522,116 円）

調査研究費中の会費・懇談会費等(所属の県議団の団費を含まない)は，①飲食を伴う会合等の参加費用か，②私的に加入している団体の会費と推定される。これらを政務調査費として支出することは違法である。（６名中の１名（井元議員）は「交通費・意見交換会」として351,551円を支出するが，内訳が不明なので，全額違法とするほかない。）

(ｳ) 調査研究費中の交通費（１名，443,608円）

調査研究のための出張旅費，ガソリン代，タクシー代等が「調査研究費」として支出されるが，年間443,608円もの支出であれば，①１万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく，②按分支出がされているとも考えがたいので，違法である。

(ｴ) 細目不明の調査研究費（４名，1,696,447円）

うち，①小田圭一議員は「会費」372,500円・会派団費36万円以外の778,552円を，②渡邉英気議員は会派団費36万円・「交通費」228,285円以外の247,820円を，③岡崎議員は会派団費36万円以外の449,075円を，④戸室議員は会派団費36万円・交通費173,200円・宿泊費115,600円・「会派負担金」98,000円・「懇親会費」88,000円・燃料費118,300円以外の221,000円を支出する。

どの議員の支出においても，①１万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく，②燃料代の按分支出がされていると考えがたく，③飲食を伴う会合等の参加費用や私的に加入する団体等の会費が含まれている蓋然性が高いので，違法である。

(ｵ) 研修費中の参加費，会費等（10名，1,895,480円）

研修費中の参加費，会費等は，①１万円を超えることがむしろ通常であり，②飲食を伴う会合の参加費用（金額が多い議員（久徳議員491,390円，佐藤議員216,960円，渡邉英気議員398,000円，三村議員247,570円）や備考欄に「懇親会」と記載するもの（波多議員）は特にそうである）や私的に加入する団体等の会費を含むと推定されるので，違法である。

(ｶ) 研修費中の交通・宿泊費（４名，586,187円）

研修費中の交通・宿泊費は，研修参加に要する交通費であり，県内で行われる研修の場合にはごく少額であるが，県外で開催されるものについては１万円を超えることが通常である。各議員の支出額は久徳議員156,052円，渡邉英気議員98,650円，千田議員116,085円，戸室議員215,400円と相当の高額なので，①１万円を超える支出が含まれないとは考えられず，②前項記載の研修費中の参加費等の支出状況から考えれば，飲食を伴う会合の参加費用を含むと強く疑われるので，違法である。

(ｷ) 会議費中の食糧費，会議消耗品等（８名，2,045,944円）

会議費中の「食糧費」は，①会合参加者にふるまう菓子等の代金か，②飲食を伴う会合の参加費用と推定される。②は例外なく違法，①も菓子類が必要を超えて高額な場合は違法である。各議員の支出額は91,003円～498,404円と多額であり，１万円を超える支出が含まれないとは考えられないうえ，上記①（違法な場合）または②のいずれかに該当し違法である。（なお，浅野議員については内訳なしの295,669円中の領収書等が提出されている飲料・茶菓代金を除く135,086円，岡崎議員については内訳なしの「会議費」261,700円について，領収書等の提出がないが，内訳が明らかでないので，全額を違法とするほかない。）

(ｸ)「会議費中の印刷費」及び「資料作成費中の議会資料作成費」（２名，486,926円）

小田圭一議員が「会議資料作成費」（「資料作成費」の全額）として103,239円を，渡邉英気議員が会議費中の「会議資料印刷費」として228,704円（全396,875円のうちトナー代168,171円を除く金額），「議会資料作成費」（「資料作成費」の全額）として154,983円を，領収書の提出なく支出している。この金額の印刷費用の支出があってなおかつ１万円を超える支出が含まれないとは考えがたい。また，「会議資料」「議会資料」作成費用がこの金額に達することは稀なので，名目外の支出がされていることも疑われる。

(ｹ) 広報費中の送料（１名，321,187円）

久徳議員が「広報紙送料等」として356,614円を支出しているところ，うち郵送料・折り込み代35,427円分についてのみ領収書が提出されており，321,187円については領収書が提出されていない。送料としてこれだけの金額が支出されながら，なおかつ32万円余について１万円を超える支出が含まれないとは考えがたく，また，名目外の支出がなされていることも疑われる。

(ｺ) 事務費中の備品等購入費（５名，1,889,547円）

江本議員の「備品等購入」490,173円の内金316,420円，内山議員の「事務用品購入費」479,934円の内金396,669円，小田春人議員の「備品購入費」175,196円の全額（同議員は別に「事務用品」65,735円を支出している），三村議員の496,476円（細内訳なし）の内金331,626円，千田議員の「電話・FAX 通信費」142,616円の内金131,663円，「通信費」421,010円の内金248,010円，「事務用品購入費」370,101円の内金289,963円につき，領収書が提出されていない。

１年間にこれだけの金額の事務費が支出されて，なおかつ１万円を超える支出が含まれないとは考えがたく，名目外の支出がなされていることが疑われ，かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

③　かつ，本追加請求にかかる18名の議員のうち７名においては，政務調査費の支出総額に占める「１万円以下の支出」の率が異常に高い。18名の議員が所属する自由民主党岡山県議団の「１万円以下支出」率平均値は25.6パーセントであるが，久徳議員78.1パーセント，小田圭一議員50.9パーセント，渡邊英気議員62.0パーセント，内山議員41.7パーセント，小野議員73.4パーセント，千田議員56.5パーセント，戸室議員43.3パーセントである。このようなことは常識上ありえないことであり，政務調査費の支出の多くの部分について，本来提出しなければならない領収書を「支出額１万円以下」と偽って提出せずにすませている蓋然性も高い。このようなことが許容されていては，制度の根幹が揺らぐことになる。

④　よって，岡山県知事が後記各議員に対して別表記載の違法に支出された政務調査費の返還を請求しないことは，財産の管理を違法に怠る事実に該当するので，地方自治法第242条第１項の規定に基づき，頭書のとおり，証拠書類を添付して，追加して厳正な措置を請求する。（なお，証拠書類としては，さきの措置請求に添付して提出済みのものも援用する。）

（請求の要旨は，原文のまま記載した。ただし，添付書類は省略し，見出し記号の一部付け替え等の調整を行った。）

別紙２

違法支出金額一覧表

議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額
１　中塚周一	調査研究費	食糧費	10,100 円
２　江本公一	会議費	食糧費	91,003 円
	事務費	備品等購入内金	316,420 円
３　岡本泰介	調査研究費	会費内金	36,000 円
	調査研究費	食糧費	35,800 円
４　浅野　實	会議費	細内訳なし内金	135,086 円
５　波多洋治	研修費	細内訳なし	59,400 円
６　久徳大輔	調査研究費	会費・懇談会費	535,645 円
	研修費	研修会参加費	491,390 円
	研修費	交通・宿泊費	156,052 円
	会議費	会議費	579,277 円
	広報費	広報紙送料等内金	321,187 円
７　佐藤真治	研修費	細内訳なし	216,960 円

8　井元乾一郎	調査研究費	交通費・意見交換会	351,551 円
9　小田圭一	調査研究費	会費	372,500 円
	調査研究費	細内訳外	778,552 円
	研修費	細内訳なし	122,480 円
	資料作成費	細内訳なし	103,239 円
10　渡邉英気	調査研究費	調査研究費	247,820 円
	研修費	研修会参加費	398,000 円
	研修費	交通費	98,650 円
	会議費	会議資料印刷費内金	228,704 円
	会議費	会議消耗品費	140,830 円
	資料作成費	議会資料作成費	154,983 円
11　内山　登	調査研究費	会費内金	128,420 円
	事務費	事務用品購入費内金	396,669 円
12　小野泰弘	研修費	研修会参加費	98,000 円
	会議費	食糧費	184,812 円
13　河本　勉	調査研究費	食糧費	5,000 円
14　岡崎　豊	調査研究費	細内訳なし	449,075 円
	会議費	細内訳なし	261,700 円
15　小田春人	研修費	細内訳なし	145,680 円
	会議費	食糧費	154,832 円
	事務費	備品購入費	175,196 円
16　三村峰夫	研修費	細内訳なし	247,570 円
	事務費	細内訳なし	331,626 円
17　千田博通	調査研究費	交通費	443,608 円
	研修費	会費	29,000 円
	研修費	旅費	116,085 円
	会議費	食糧費	498,404 円
	事務費	電話・FAX通信費内金	131,663 円
	事務費	通信費内金	248,010 円
	事務費	事務用品購入費内金	289,963 円
18　戸室敦雄	調査研究費	会派負担金等	98,000 円
	調査研究費	懇親会費	88,000 円
	調査研究費	調査研究費	221,000 円
	研修費	研修会参加費	87,000 円
	研修費	交通費	115,600 円
	研修費	宿泊費	99,800 円
合計			11,026,342 円

２　事実証明書

請求人から，事実証明書として本件政務調査費に係る収支報告書の写しが提出された。

三　監査委員の除斥

本件請求において，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の２の規定により議選委員は除斥された。なお，本件監査において議選委員は，本件請求時においては佐藤真治委員及び久徳大輔委員であり，平成24年５月15日からは高橋戒隆委員及び波多洋治委員である。

四　請求の受理

本件請求は，法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め，平成24年４月18日付けをもって受理した。

五　証拠の提出及び陳述

1　請求人の陳述等

法第242条第６項の規定により，平成24年５月16日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ，請求人代表者及び請求人理事が出席し，請求書及び追加請求書の記載事項を補足する陳述がなされるとともに，追加の書類が提出された。その陳述の要旨は，次のとおりである。

なお，陳述に際しては，法第242条第７項の規定により，関係機関の職員の立会いを認めた。

(1) 自民党県議団の「団費」の60％超（金額にして800万円超）が，自民党県連に家賃，人件費として支払われていること，自身や同居の親族が経営する会社に家賃や人件費を支払っている議員が何人もいることなど，不適切な支出が非常に多い。

(2) 支出の按分が不十分なことが問題である。政務調査費の按分支出については，裁判所の判決例がほぼ固まっている分野もある。按分支出の原則は，自治体によって異なる性格のものではなく，このような判決例の大勢は，監査委員の監査においても反映すべきである。

(3) 一部の議員について，領収書添付のない「１万円以下の支出」が異常に多いことが問題である。自民党県議団所属の１８人の議員について追加監査請求したが，その中には，添付提出すべき領収書を１万円以下と偽って提出せずにすませているか，使途自体に架空のものが含まれていることは明白であり，また18人全員について飲食代金と推定されている支出が含まれている。

(4) 県議会の政務調査費の制度上，本来県民に開示されるべき資料が開示されないことが，非常に大きな問題である。支出額１万円以下の領収書等の提出義務がない制度は明らかに悪用されており，議会事務局が添付書類を制限するために広報紙の実物などの資料が開示されず，個人名入りの領収書が黒塗りでしか開示されない。

(5) 按分については，政務調査費マニュアルの中でも按分充当の原則がある。「政党活動，選挙活動，後援会活動などにより適切な業務割合による」となっているが，平成23年4月に県議会議員選挙があり，その選挙準備活動に類するものがかなり政務調査費の方から出ている。特に広報費，人件費，事務所費に選挙準備活動費が含まれていると考えられるので，厳正に監査してもらいたい。

(6) 支出額１万円以下については，領収書等の提出義務がない制度が悪用されている。按分後の金額が１万円以下であれば報告義務がない。どの費目をどの割合で按分するかが詳らかにされてなく，曖昧模糊としており，そのことが議員がやりやすい仕組みとなっている。この点を改善するよう議会に強く求めたい。

(7) 監査では，政務調査費の支出が県民のためになっているか，調査目的にあっているかなど，調査費の本質，原則に立ち返って内容を精査していただきたい。

2　監査対象機関の陳述

議会事務局は，平成24年５月11日付けで，本件請求に対する知事としての見解を示す文書を提出し，同月16日，その内容に沿って議会事務局長その他の職員が陳述を行ったが，その要旨は，次のとおりである。

なお，陳述に際しては，法第242条第７項の規定により，請求人の立会いを認めた。

(1) 政務調査費は，地方自治法及び岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例に基づき，岡山県議会議員が行う調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるものである。よって，交付された政務調査費は，調査研究活動に要する経費に対し，適切に充当されるべきものである。

(2) 条例により，平成13年４月から，議員個人に対し，月額35万円（年額420万円）の政務調査費が四半期ごとに交付されている。議員は，政務調査費を支給された年度の翌年度４月30日までに収支報告書及び領収書等の写し（１件１万円を超えるものに限る）を議長に提出することとされている。提出された収支報告書等は，

提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から閲覧開始となり，５年間保存される。

(3) 岡山県議会においては，政務調査費の透明性の確保及び政務調査費の使途基準を明確にするため，平成20年６月に政務調査費検討委員会（議会運営委員会委員長の諮問機関）が設置され，領収書等の公開や，詳細な使途基準等を定めたマニュアル作成の議論を重ね，平成21年２月17日の議会運営委員会で答申を行った。それを受け，議会運営委員会で了承の上，平成21年２月議会で，平成21年４月以降に交付される政務調査費について，収支報告書に領収書等の写し（１件１万円を超えるものに限る）を添付することを義務づける等の条例改正を行った。その後，全議員を対象にマニュアルの説明会を開催するなど，主旨を徹底し，政務調査費の透明性の確保及び使途の明確化を図ってきたところである。

(4) 岡山県議会の政務調査費交付制度の概要は，次のとおりである。

交付対象	議員の職にある者（条例第２条）
交付額	月の初日に在職する議員に対し月額35万円（条例第３条）
交付方法	原則四半期毎（条例第６条）
使途	使途基準に従って使用しなければならない（条例第７条，規程第４条）
証拠書類の整理保管	会計帳簿を調製し支出内容を明確にするとともに，これらの書類を５年間保存しなければならない（規程第７条）
収支報告書の提出	収支報告書を，議長に提出しなければならない（条例第８条）
収支報告書に添付を要する書類	１件当たりの金額が１万円を超えるものに係る領収書等の写し（条例第８条）
政務調査費の返還	交付を受けた額に残余が生じた場合，知事は返還を命ずることができる（条例第10条）
収支報告書の閲覧	誰でも収支報告書の閲覧を請求することができる（条例第11条）

(5)　議会事務局としては，領収書等整理票などの内容等をチェックし，マニュアルに沿った支出や手続がなされているかの点検を行っている。

(6)　請求人は，「政務調査費は一種の補助金なので，政務調査のためにだけ支出することが許される。従って，種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には，一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って，個々の議員の一つ一つの活動について『政務調査』と『それ以外の政治活動』の割合を定めることは困難であることを勘案し，

①　当該支出にかかる活動の全体が，議員の『政務調査活動』にかかる支出，(『県議会議員の調査研究に資するために必要な経費』) として適切と判断されるものは，全額認め，

②　当該支出にかかる活動の全体が，『私的活動』又は『政務調査以外の政治活動』にかかる支出と判断されるものは，全額認めず，

③　当該支出にかかる活動の全体が，①，②のいずれかと断定できない支出のうち，具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め，それ以外のものについては按分率50パーセントで認めるべきである。」と主張している。

(7)　しかし，政務調査費の使途については，法第100条第14項で，議会の議員の調査研究に資するため必要な経費と規定されているのみで，具体的，詳細な内容を明確にしておらず，交付の対象，額及び交付の方法については，各地方公共団体が定める条例に従うものとされている。従って，政務調査費の使途については，法の趣旨に反しない限りにおいて，各地方自治体における条例の定めるところに従うものと解する。

規程の別表は，政務調査費の使途について定めた条例第７条の使途基準を列挙したものであるが，個別具体的に例示されていないものであっても議会の活性化・審議能力の強化など，議員の調査研究活動基盤の充実等に有益となる費用については支出が可能であると解する。

こうした政務調査費の具体的な使途基準や充当方法については，マニュアルで詳細を規定しており，それによれば，社会通念上妥当な範囲の額であれば，実際に要した経費を充当することを原則としており，さらに，議員活動は政党活動，選挙活動，後援会活動等と一体的になされることが多く，明確には分離できない場合もあることから，そういった場合には，実態に合わせた適切な業務割合で按分し，按分した額をもって政務調査費に充当すべきとしている。

議員がいかなる調査研究活動を行うかについては，議員の自主的判断に委ねられており，その自主性は尊重されるべきであることから，こうしたマニュアルの基準等に沿って支出されたものについては，調査研究活動として必要性を欠くことが明らかであると認められるものを除き，その支出額や按分の仕方を含め，政務調査費の充当が条例に定める使途基準に反するとはいえないと考える。

六　監査の実施

1　監査対象事項

住民監査請求においては，請求人は使途基準に違反していると主張する支出を他の事項から区別して特定認識できるよう，個別的，具体的に摘示することを要するところ，本件追加請求書及びこれに添付された事実証明書の各記載を総合しても，違法と主張する支出について，日時，支出金額，支出目的等を個別的，具体的に摘示しているとは認められない。

また，使途基準に違反しているとの理由についても，飲食を伴う会合等の参加費用と推定される支出が含まれている，１万円を超える支出が含まれていないとは考えがたいなどと主張しているが，これらは，請求人の主観的な憶測を述べているに過ぎず，違法性又は不当性の具体的な理由を摘示しているとは認められない。以上の理由により，追加請求書に係る請求については，法第242条第１項に規定する要件を欠く不適法な請求というほかない。

よって，その余の請求に係る部分であるところの平成22年度に岡山県知事（以下「知事」という。）が，岡山県議会議員に交付した政務調査費（残余金精算後の額）のうち，請求人が提出した別紙１違法支出額一覧表において違法支出額として否認しているものについて，当該支出が，違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

2　監査対象機関

監査対象機関は，法第153条第１項の規定により，知事の補助機関として平成22年度の政務調査費の支出に係る事務の執行を行った議会事務局とした。

3　監査の実施方法

監査は，議会事務局から関係資料の提出を求めるとともに，平成24年５月16日に議会事務局長その他の職員の陳述を聴取して実施した。

なお，法第199条第８項の規定により，本件請求の対象となる岡山県議会議員54人について，議会事務局を通じて関係人調査を実施した。なお，調査に当たっては，請求人の本件請求の対象となった全ての支出について，岡山県議会の政務調査費の

交付に関する条例（以下「条例」という。），岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程（以下「規程」という。）及び政務調査費マニュアル（以下「マニュアル」という。）において，整理保管を義務づけている証拠書類等の提出を求めたほか，必要に応じ，支出の目的，内容等についての説明資料の提出を求めた。

また，平成24年５月31日に，議会事務局の監査を行い，監査請求の対象となったものについて，条例，規程及びマニュアルに沿ったものであるか否かの確認を行った。

さらに，証拠書類等に補足が必要と判断した事項については，説明資料の提出を求めた。

七　監査の結果

本件監査については，合議により，次のとおり決定した。

平成22年度に知事が岡山県議会議員に交付した政務調査費に係る本件請求について，一部理由があるものと認められるので，別表「平成22年度岡山県議会政務調査費監査結果」において，返還すべき額とした50,380円について，当該議員に対して当該金額の返還を命じる等，必要な措置を講じること。

以上のとおり勧告するので，その措置状況について，平成24年８月31日を期限として回答するよう通知する。

八　理由

以下，判断の理由について述べる。

１　事実関係の確認

(1)　請求書に添付されている「平成22年度岡山県議会政務調査費（平成22年4月1日～平成23年3月31日）」(以下「査定表」という。）に掲げられた各支出について，請求人が当該支出の全部又は一部を否認しているものを「否認理由等」により分類し，調査及び確認を行った。

表１　査定表の内訳　（単位：件）

区　分	件数
是認しているもの	446
全部又は一部を否認しているもの	1,661
合　計	2,107

表２　請求人の「否認理由等」の分類　（単位：件）

項目	内　訳		件数	項目計
1	目的，内容等が不明		501	501
2	受取人（支払先）が不明（黒塗り）	領収書発行者が黒塗り	550	626
		受取人が黒塗り（銀行振込み等）	76	
3	内容が不備	内訳不明，明細不明等	76	78
		領収日なし	2	
4	全体額を示す領収書なし	後援会発行の領収書	3	32
		後援会以外発行の領収書等	29	
5	領収書の相手方（発行者）	議員が代表者の会社	16	65
		議員と住所が同じ会社	35	
		議員の親族が代表者の会社	14	

6	議員宛の領収書なし	支払証明書	28	36
		その他	8	
7	按分率についての考え方の相違	２分の１に按分	238	269
		３分の１に按分	13	
		その他の率で按分	18	
8	新聞雑誌購読料，備品購入費等		28	28
9	選挙関係		104	104
10	その他個別案件		63	63
合　　計				1,802

（注）「否認理由等」が複数あるものはそれぞれに分類しているので，合計数が表１の否認件数（1,661件）を上回っている。

(2)　(1)の分類に基づき，六の３の監査の実施方法により，事実関係を確認した。

２　判断

八の１における事実関係の確認を踏まえて，本件請求についての判断を行うに当たり，次の「基本的な考え方」に基づき，表２の請求人の「否認理由等」の分類に掲げる10項目について，議会事務局から聴取した条例，規程及びマニュアルについての解釈及び運用についての考え方や判例等を参考として，それぞれの支出についての適法性を検討した。

(1)　基本的な考え方

政務調査費制度については，平成21年12月17日の最高裁判決において「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと，政務調査費条例は，政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがえるような場合を除き，監査委員を含め区の執行機関が,実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」とされ，また,平成22年３月23日の最高裁判決において「議員の調査研究活動は多岐にわたり，個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」とされており，政務調査費の支出がマニュアルに定められた使途基準に合致しているか否かの判断をするに当たっては，各議員の自主性，自律性及び調査研究活動に対する裁量を尊重すべきであると考える。

一方，その財源が貴重な公金であること，また，マニュアルにも,「議員は，政務調査費の支出について,会計帳簿を調整し,その内訳を明確にするとともに,調査活動の内容を説明する責任がある。」と記載されているように，請求人から指摘された支出に対しては，議員自らが支出の適法性を示す証拠書類等の提出や支出についての説明責任があると考える。

このような観点から，次の３点を基本的な考え方とする。

①　政務調査費制度における各議員の自主性，自律性及び調査研究活動に対する裁量を尊重すべきである。

②　とはいえ，政務調査費の財源が貴重な公金であることに鑑み，無制約な支出が認められるものではなく，各議員は，政務調査費の支出に当たって，条例，規程及びマニュアルを遵守しなければならない。

③　条例及び規程に適合しているかの判断に当たっては，マニュアルに明記されている「政務調査費に充当する際の基本的な考え方」についての三原則に照らし，マニュアルを基本として，明らかにこれに反する支出については，政務調査費の充当は認められないと考える。

【岡山県議会政務調査費マニュアル】《抜粋》
5　政務調査費に充当する際の基本的な考え方
(1)　実費弁償の原則
政務調査費に充当する額は，会計帳簿等の証拠書類により，その支出が確認できるもので，調査研究活動に実際に要した経費（実費）とするという原則。ただし，その額は，社会通念上妥当な範囲のものとする。
(2)　按分充当の原則
議員活動は，政党活動，選挙活動，後援会活動等と一体的になされることも多く，明確に分離できない場合もあることから，そういった場合には，実態に合わせた適切な業務割合で按分し，按分した額をもって政務調査費に充当すべきという原則。
(3)　説明責任の原則
議員は，政務調査費の支出について，会計帳簿を調整し，その内訳を明確にするとともに，調査活動の内容を説明する責任があるという原則。

(2)　個別の判断
上記の基本的な考え方を踏まえ，八の１の事実関係の確認で分類した各項目ごとに，次のとおり判断を行った。
①　目的，内容等が不明（項目１）
請求人から支出の内容が不明等と指摘された501件のうち，別表の整理番号87番に係る旅費の全額（44,600円）及び整理番号1481番に係る印刷代の一部（8,852円）については，議員から，政務調査費を充当しない旨申出があり，自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので，この事実を確認し，監査の対象外とした。
よって，その余の請求について議員から提出された証拠書類や説明資料等を確認し，また，指摘された自由民主党岡山県議団会費140件については，議会事務局を通じて提出された平成22年度岡山県議団収支決算書及び領収書を確認した結果，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。
②　受取人（支払先）が不明（黒塗り）（項目２）
請求人から，領収書等が黒塗りされているため，受取人（支払先）が不明であると指摘された626件について，議員から提出された黒塗り前の領収書及び二親等以内の親族（配偶者を含む。）又は生計を一にする親族に当たるか否かの説明資料を確認した結果，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。
③　内容が不備（項目３）
請求人から，ガソリン代，文具等でその内容が不明のものや，県政報告用印刷代の領収日付がないもの等領収書の内容の不備を指摘された78件のうち，別表の整理番号1468番及び1474番のガソリン代の一部（計5,650円）について，議員から，対象外経費であった旨申出があり，自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので，この事実を確認し，監査の対象外とした。
よって，その余の請求について，議員から提出された請求書，明細書等支払の明細を確認できる証拠書類や説明資料を確認した結果，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。
④　全体額を示す領収書なし（項目４）
請求人から，支払の全体額を示す領収書がないと指摘された32件について，議員から提出された領収書等全体額を示す証拠書類や説明資料等を確認した結

果，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

⑤　領収書の相手方（発行者）（項目５）

請求人から，領収書の相手方（発行者）について議員が代表者である会社又は議員本人と住所が同一である等と指摘された65件について，議員から提出された契約書等の証拠書類や説明資料を確認した結果，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

⑥　議員宛の領収書なし（項目６）

請求人から，議員宛の領収書なしと指摘された36件について，次のとおり判断した。

ア　支払証明書

支払証明書については，マニュアルでは，「自動販売機で購入した切符代，バス代，自動引落とし（新聞購読料等）等で領収書を取得できない場合は，支払証明書により，議員本人が支払を証明することとする。」とされている。

請求人から，議員が作成した支払証明書のみで領収書なしと指摘された28件について，議員から提出された証拠書類や説明資料等により，領収書を取得できなかった理由などについて確認した結果，使途基準違反があることが明らかにうかがわれるものではなかったため，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

なお，支払証明書の取扱いについては，後ほど監査委員の意見で述べることとする。

イ　領収書の宛名が議員本人になっていないもの

議会事務局から，「領収書の宛名は，議員本人であることが原則であるが，例えば，宛名が後援会名等であっても実態の有無をもって政務調査費の充当が可能である。マニュアルに示している按分の考え方に沿って，適切に按分をされており，実態として政務調査活動に要する経費であれば，領収書の宛名が後援会名等であっても，直ちに使途基準に反するものであるとまではいえない。」との説明があった。

(ｱ)　宛名が議員の政治団体であるもの（７件）

請求人から指摘された郵送料等（別表の整理番号670番から676番まで）について，議員から「政治団体宛の領収書をマニュアルに従って按分し，その２分の１を政務調査費として充当したものである。」との説明があった。宛名が政治団体となってはいるものの，実態に合わせて按分されており，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

(ｲ)　宛名が他人のもの（１件）

請求人から指摘された会場費（別表の整理番号1218番）について，議員から「議員の代理人が手続をしたため。」との説明があったため，宛名が議員以外であることのみをもって，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

⑦　按分率についての考え方の相違（項目７）

請求人から按分が不適切と指摘された269件のうち，別表の整理番号1065番の文具代の一部（12,500円）及び1067番の電話料金の一部（13,303円）について，議員から，政務調査費を充当しない旨申出があり，自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので，この事実を確認し，監査の対象外とした。

よって，その余の請求について，議員から提出された証拠書類や按分についての説明資料等を確認した。

なお，民主・県民クラブ会派会費８件，公明党岡山県議団費５件及び日本共産党岡山県議団会費３件については，会派から提出された領収書等の証拠書類や按分についての説明資料等を確認した。

按分の考え方について，議会事務局からは「マニュアルでは，『政務調査費に充当する際の基本的な考え方として，議員活動は，政党活動，選挙活動，後援会活動等と一体的になされることも多く，明確に分離できない場合もあることから，そういった場合には，実態に合わせた適切な業務割合で按分し，按分した額をもって政務調査費に充当すべき』という按分充当の原則を定めている。さらに，項目別使途基準に『政務調査活動は，議員個々によって異なっているため，按分比率を一律に示すことは困難であり，個々の議員の判断によらざるを得ないが，それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で，個々の議員において按分比率の積算根拠を明確にしておく必要がある』等と基準を定め，個々の議員の判断で按分率を定めることができることとしている。ただし，ガソリン代のみその按分の上限を２分の１と定めている。また，按分率の算定基礎となる政務調査活動との関連性の判断については，平成22年３月23日最高裁判決は『議員の調査研究活動は多岐にわたり，個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである』と判示し，議員の裁量を認めている。議員の活動において政務調査活動との関連性を判断して按分率を決めることはその活動の実態を最も熟知している議員の裁量の範囲であり，按分率が一定でなければならない理由はない。」との説明があった。

証拠書類や按分についての説明資料等を確認したところ，「すべてが政務調査活動のためのものである。」，あるいは「政務調査活動の実態に合わせて按分を行っている。」とのことであり，明らかに使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

なお，按分の考え方については，後ほど監査委員の意見で述べることとする。

⑧　新聞雑誌購読料，備品購入費等（項目８）

マニュアルでは資料購入費として，「議員が行う調査研究のために必要な図書，資料等の購入に要する経費（書籍購入費，新聞雑誌購読料等）」が認められている。

請求人から指摘された28件のうち別表の整理番号531番を除く27件について，議員から，書籍及び情報誌については，その内容が県政に関連性があるとの説明があり，また，新聞については，政治や経済などについて最新の情報が掲載されており，これらを県政に反映させるのに有益であることから，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

また，別表の整理番号531番については，携帯電話機は，政務調査活動に用いられるものであり，また，実態に合わせて按分されていることから，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

⑨　選挙関係（項目９）

請求人から選挙準備活動等と指摘された104件のうち，544番から555番までの委託料の一部（計165,000円）について，議員から，政務調査費を充当しない旨申出があり，自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので，この事実を確認し，監査の対象外とした。

よって，その余の請求について，議員から提出された証拠書類や説明資料を確認した。

別表の整理番号1056番（事務所費）については，下水道の敷設によるトイレの新設に伴い賃借料が増加したためとのことであり，選挙準備活動との関連性は認められず，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

別表の整理番号1676番から1678番までの３件（事務所費）については，新たに事務所を設けたが，平成23年４月の岡山県議会議員選挙後においても引

き続き事務所としていることを確認したため，選挙準備活動用の事務所新設とは言いがたく，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

別表の整理番号1667番から1670番までの４件を除く86件は，いずれも広報費に係るものであるが，一般的に，選挙が間近になってくると広報活動が活発になってくるものではあるが，選挙準備活動と政務調査活動を明確に区別することは困難であり，請求人が主張する広報紙の発行部数の増加が全て選挙準備活動という請求は認めがたく，また，議員から提出された説明資料等を確認する限りにおいては，明確に選挙目的であると結論できるものはなく，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

別表の整理番号1667番から1670番までの４件（人件費）については，議会報告の新聞作成や発送など広報活動に係る業務が増えたことによる増額とのことであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

⑩　その他個別案件（項目10）

ア　請求人から高額と指摘された13件（別表の整理番号88番，89番，969番から976番まで，1274番，1502番及び1503番，茶菓代）について，議員から提出された説明資料を確認した。

説明資料の参加人数から算定した１人当たりの単価は，マニュアルに規定されている社会通念上妥当な範囲を明らかに越えているとまではいえないことから，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

イ　請求人から高額と指摘された３件（別表の整理番号270番，614番及び615番，文具代）について，議員から提出された証拠書類や説明資料を確認した。

支出内容は，パソコンのインクなど複数の用品を一括購入しているものであり，その内容からみても，必ずしも高額であるとまではいえず，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ウ　請求人から誰に支払った給与か不明と指摘された12件（別表の整理番号271番から282番まで，職員給料）について，議員から提出された説明資料を確認した。

議員から２親等以内の親族又は生計を一にする親族への支給ではないとの説明を受けており，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

エ　請求人から政務調査ではないと指摘された１件（別表の整理番号287番，受講料）について，議員から提出された証拠書類を確認した。

当該市民文化大学は，一般県民を対象とした一般教養講座の性格であるが，各回のテーマによっては，議員の調査研究に資するものがあることも否定できないことから，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

オ　請求人から住宅地図の主たる用途は戸別訪問であると指摘された２件（別表の整理番号594番及び1308番，住宅地図）について，議員から提出された説明資料を確認した。

住宅地図は，河川，建物の位置や周辺地域の状況等を確認するなど，政務調査活動に有益な資料であり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

カ　請求人から高額と指摘された11件（別表の整理番号603番から613番まで，パソコンリース料）について，議員から提出された証拠書類を確認した。

リース物件は，サーバー，モニター，プリンタ等のシステム一式であることから，１箇月のリース料としては必ずしも高額であるとまではいえず，

使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

キ　請求人から年賀はがきは認めないと指摘された１件（別表の整理番号658番，はがき）について，議員から提出された説明資料を確認した。

20,000円のはがき購入のうち，3,000円分は年賀はがきであり，政務調査費に年賀はがきの購入は充当していないことを確認した。

ク　請求人から領収書の日付が前年度と指摘された１件（別表の整理番号710番，家賃）については，当年度４月分の家賃を前年度３月に支払ったものであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ケ　請求人から大学院授業料は個人の資質の向上及び資格の取得を目的とするものであると指摘された３件（別表の整理番号1118番，1119番及び1178番，大学院授業料）について，議員から提出された説明資料を確認した。

当該大学院における研究対象は，いずれも地域公共政策であり，政務調査との関連性があるものであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

コ　請求人から紀要論文作成費は大学院授業の関連費用であると指摘された１件（別表の整理番号1181番，印刷費）について，議員から提出された証拠書類を確認した。

政務調査活動として認められる大学院での研究活動の成果物であり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

サ　請求人から入会金，会費であると指摘された２件（別表の整理番号1438番及び1442番，入会金，会費）について，議員から提出された証拠書類を確認した。

当該懇談会は，県政に関連のある政治，経済，社会問題等をテーマとした講演を行っており，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

シ　請求人から筆跡が違うと指摘された１件（別表の整理番号1484番，トナー代）について，議員から提出されたトナー代の納品書を確認し，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ス　請求人から所属団体に係るもの及び会費であると指摘された２件（別表の整理番号1572番，乗車券代，1576番，会費）について，議員から提出された説明資料を確認した。

情報交換や政策を議論する場への参加経費や情報収集に要する費用とのことであり，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

セ　請求人から会費と指摘された１件（別表の整理番号1579番，購読料，年会費）について，議員から提出された説明資料を確認した。

当該団体は，核兵器のない世界の実現を目指した活動を行っており，政務調査と関連がないとまではいえず，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ソ　請求人からカンパ代と指摘された１件（別表の整理番号1580番，購読料）について，議員から，政務調査費を充当しない旨申出があり，自主返還されたとの連絡が議会事務局からあったので，この事実を確認し，監査の対象外とした。

タ　請求人から会費と指摘された１件（別表の整理番号1714番，会費）について，議員から提出された証拠書類や説明資料を確認した。

当該団体は，特定非営利活動法人として環境保全を図る活動を行っていることから，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

チ　請求人から議会質問用のパネル作成は政務調査活動ではないと指摘された２件（別表の整理番号1916番及び1917番，パネル代）について，議員か

ら提出された説明資料を確認した。

マニュアルでは資料作成費として，「議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費」が認められており，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

ツ　請求人から会費と指摘された１件（別表の整理番号2079番，会費）について，議員から提出された説明資料を確認した。

行政や外部を交えて，政治，経済，社会，時事などを議論する会であるとのことであるが，領収書に受取人の住所及び氏名が明記されておらず，また，具体的な内容の説明もなされなかったため，使途基準に合致していないと判断せざるを得ない。

テ　請求人から名刺代は認められないと指摘された４件（別表の整理番号1011番，1015番，1522番及び2089番，名刺代）について，議員から提出された説明資料を確認した。

マニュアルにおいては，名刺について使途基準への合致の可否及び按分率は明記されていないが，印刷費や事務費について，政務調査活動以外の内容が含まれている場合は，適切な割合で按分することとされている。

名刺代については，政務調査費と認めないとの考え方もあるが，名刺が県民からの意見聴取や情報収集に必要であることも否定できないことから，２分の１以内に按分することが相当であると認める。

別表の整理番号1522番については，２分の１に按分されているため，使途基準に合致しない支出であるとは認められないと判断した。

別表の整理番号1011番，1015番及び2089番の３件については，その２分の１が使途基準に合致していないと判断せざるを得ない。

九　監査委員の意見

監査結果は上記のとおりであるが，知事及び岡山県議会議長に対し，次のとおり監査委員としての意見を述べる。

１　透明性の確保について

規程及びマニュアルにおいては，政務調査費の支払に係る証拠書類等を整理保管するとともに，収支報告書等を保存しなければならないこととされている。

しかしながら，今回の監査では，必要な証拠書類等が提出されず，使途についての説明が必ずしも十分になされていないものが認められた。

政務調査費についての透明性を確保するためには，証拠書類等を確実に保存することが重要であり，マニュアルに規定された証拠書類等の保管を確実に行うよう，議員に徹底されたい。

なお，現在の条例の規定では，領収書等の提出は，１件当たりの金額が１万円を超えるものに限るとされているが，説明責任の原則は，全ての政務調査費の支出に及ぶことから，より一層透明性のある制度にしていくことが望まれる。

２　按分の考え方について

(1)　マニュアルは「按分充当の原則」を定め，議員の政務調査活動が政党活動，選挙活動，後援会活動等と一体的になされることが多く，明確に分離できない場合があることから，実態に合わせた適切な業務割合で按分し，按分した額をもって政務調査費に充当すべきであるとしている。これを受けて「調査研究費」のガソリン代について「按分の上限を２分の１とする。」とするほか会議費，広報費，事務所費，事務費及び人件費についても実態に合った「按分」をすることとされている。

しかしながら，議員が説明する按分の考え方は，必ずしも根拠が明確に示されていないものもあるため，合理的な積算根拠を提出書類へ記載することなどにより，透明性の確保を図られたい。

(2)　マニュアルは「広報費」の印刷費・送料について，紙面の割合等により適切な

割合で按分することとしているので，広報紙等の成果物により容易に按分の積算根拠を県民に示すことができることから,その提出を義務付けることが望ましい。

3　支払証明書の取扱いについて

支払証明書については，マニュアルで規定されているように，自動販売機で購入した切符代，バス代，自動引き落とし（新聞購読料等）等で，社会通念上，領収書をその都度取得することが困難な場合に，限定的に認められた証拠書類と考えられる。

今回の監査では，社会通念上，必ずしも領収書を取得することが困難と思われない長距離の交通費，家賃，事務費（パソコン等リース代），人件費（労働保険料）等について，領収書に代えて支払証明書が提出されているものが見受けられた。

適正な支出であることを裏付ける証拠書類は，客観性のある領収書を基本とするものであり，自らの支払を自ら証明する支払証明書は，真に領収書が取得できない場合に限り，限定的に認めるべきであり，その取扱いについて，十分検討いただきたい。

別表

平成22年度岡山県議会政務調査費監査結果（総括表）

【自由民主党岡山県議団】

（単位：円）

議員名	政務調査費支出額（A）	監査委員査定額（B）	（参考）請求人査定額	返還すべき額（A－B）
戸室敦雄	2,246,800	2,246,800	55,500	0
千田博通	1,814,419	1,814,419	45,035	0
三村峰夫	2,560,730	2,560,730	0	0
天野　学	1,852,329	1,852,329	648,759	0
古山泰生	4,105,912	4,105,912	0	0
小田春人	2,833,571	2,833,571	0	0
岡﨑　豊	3,174,940	3,174,940	0	0
河本　勉	1,665,176	1,665,176	11,445	0
小野泰弘	874,411	874,411	71,873	0
内山　登	1,711,115	1,711,115	83,265	0
渡辺英気	1,597,425	1,597,425	0	0
小田圭一	2,060,743	2,060,743	0	0
伊藤文夫	3,578,822	3,578,822	37,612	0
井元乾一郎	1,574,110	1,574,110	44,110	0
池田道孝	1,173,890	1,173,890	10,500	0
佐藤真治	2,444,968	2,444,968	1,029,345	0
蓮岡靖之	3,532,057	3,532,057	44,100	0
高橋戒隆	3,427,697	3,427,697	0	0
久徳大輔	918,182	918,182	6,208	0
波多洋治	3,100,911	3,100,911	141,750	0
西岡聖貴	3,141,980	3,141,980	94,700	0
神宝謙一	3,814,136	3,814,136	0	0
蜂谷弘美	3,603,448	3,603,448	771,313	0
遠藤康洋	3,861,086	3,861,086	6,563	0
加藤浩久	3,657,783	3,657,783	71,595	0
小倉弘行	3,791,220	3,791,220	844,039	0
浅野　實	2,430,778	2,430,778	36,833	0
岡本泰介	3,545,378	3,514,498	54,900	30,880
渡辺吉幸	3,434,507	3,434,507	371,307	0
小林健伸	3,994,596	3,994,596	327,785	0
池本敏朗	3,759,061	3,759,061	24,400	0
谷口圭三	3,274,151	3,274,151	191,850	0
太田正孝	3,344,756	3,344,756	561,391	0
青野高陽	3,233,736	3,233,736	540,000	0
江本公一	2,919,039	2,919,039	441,934	0
中塚周一	3,575,475	3,575,475	133,720	0
合　計	101,629,338	101,598,458	6,701,832	30,880

【民主・県民クラブ】

（単位：円）

議員名	政務調査費支出額（A）	監査委員査定額（B）	（参考）請求人査定額	返還すべき額（A－B）
鈴木一茂	1,571,332	1,571,332	981,134	0
住吉良久	2,352,945	2,352,945	185,309	0
長瀬泰志	2,273,410	2,273,410	1,131,494	0
三原誠介	3,849,502	3,849,502	873,186	0
横田えつこ	3,764,459	3,764,459	2,803,001	0
岡田幹司	2,400,954	2,400,954	1,369,914	0
高原俊彦	792,209	792,209	223,788	0
一井暁子	4,106,506	4,106,506	2,485,403	0
木下素典				
合計	21,111,317	21,111,317	10,053,229	0

【公明党岡山県議団】

（単位：円）

議員名	政務調査費支出額（A）	監査委員査定額（B）	（参考）請求人査定額	返還すべき額（A－B）
高橋英士	1,384,005	1,384,005	1,093,173	0
景山貢明	2,946,070	2,946,070	1,882,903	0
山田総一郎	1,439,650	1,439,650	1,087,853	0
吉田政司	2,395,442	2,395,442	2,046,504	0
増川英一	1,490,014	1,490,014	1,220,248	0
合計	9,655,181	9,655,181	7,330,681	0

【日本共産党岡山県議会議員団】

（単位：円）

議員名	政務調査費支出額（A）	監査委員査定額（B）	（参考）請求人査定額	返還すべき額（A－B）
武田英夫	2,793,290	2,793,290	2,309,688	0
赤坂てる子	2,445,482	2,445,482	1,851,187	0
森脇久紀	3,952,665	3,952,665	2,455,679	0
合計	9,191,437	9,191,437	6,616,554	0

【無所属】

（単位：円）

議員名	政務調査費支出額（A）	監査委員査定額（B）	（参考）請求人査定額	返還すべき額（A－B）
佐古信五	3,269,613	3,269,613	132,822	0
福田通雅	3,621,905	3,602,405	128,494	19,500

（単位：円）

総計	**148,478,791**	**148,428,411**	**30,963,612**	**50,380**

平成22年度岡山県議会政務調査費監査結果(個表)

【自由民主党岡山県議団】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位:円)

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1	22A58001	戸室 敦雄	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
2	22A58002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
3	22A58003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
4	22A58004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
5	22A58005		旅費	11,100	11,100	5,550	0			7
6	22A58005		同上	11,100	11,100	5,550	0			7
7	22A58006		旅費	11,100	11,100	5,550	0			7
8	22A58006		同上	11,100	11,100	5,550	0			7
9	22A58007		旅費	11,100	11,100	5,550	0			7
10	22A58007		同上	11,100	11,100	5,550	0			7
11	22A58008		旅費	11,100	11,100	5,550	0			7
12	22A58008		同上	11,100	11,100	5,550	0			7
13	22A58009		旅費	11,100	11,100	5,550	0			7
14	22A58009		同上	11,100	11,100	5,550	0			7
15	22A58010		印刷代	78,200	78,200	0	0			1
16	22A58011		印刷代	197,600	197,600	0	0			1
17	22A58012		家賃	60,000	60,000	0	0			2
18	22A58013		家賃	60,000	60,000	0	0			2
19	22A58014		家賃	60,000	60,000	0	0			2
20	22A58015		家賃	60,000	60,000	0	0			2
21	22A58016		家賃	60,000	60,000	0	0			2
22	22A58017		家賃	60,000	60,000	0	0			2
23	22A58018		家賃	60,000	60,000	0	0			2
24	22A58019		家賃	60,000	60,000	0	0			2
25	22A58020		家賃	60,000	60,000	0	0			2
26	22A58021		家賃	60,000	60,000	0	0			2
27	22A58022		家賃	60,000	60,000	0	0			2
28	22A58023		家賃	60,000	60,000	0	0			2
29	22A58024		人件費	65,000	65,000	0	0			2
30	22A58025		人件費	65,000	65,000	0	0			2
31	22A58026		人件費	65,000	65,000	0	0			2
32	22A58027		人件費	65,000	65,000	0	0			2
33	22A58028		人件費	65,000	65,000	0	0			2
34	22A58029		人件費	65,000	65,000	0	0			2
35	22A58030		人件費	65,000	65,000	0	0			2
36	22A58031		人件費	65,000	65,000	0	0			2
37	22A58032		人件費	65,000	65,000	0	0			2
38	22A58033		人件費	65,000	65,000	0	0			2
39	22A58034		人件費	65,000	65,000	0	0			2
40	22A58035		人件費	65,000	65,000	0	0			2
41	22A56001	千田 博通	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
42	22A56002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
43	22A56003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
44	22A56004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
45	22A56005		旅費	37,120	37,120	0	0			6
46	22A56005		旅費	14,800	14,800	0	0			6
47	22A56006		会場費	21,538	21,538	0	0			1
48	22A56007		ホームページ管理料	17,535	17,535	17,535	0			
49	22A56008		電気代	12,480	12,480	0	0			1
50	22A56009		電気代	11,324	11,324	0	0			1
51	22A56010		電気代	11,267	11,267	0	0			1
52	22A56011		電気代	13,843	13,843	0	0			1
53	22A56012		電気代	16,430	16,430	0	0			1
54	22A56013		電気代	12,723	12,723	0	0			1
55	22A56014		電気代	10,698	10,698	0	0			1
56	22A56015		電気代	11,697	11,697	0	0			1
57	22A56016		電気代	13,606	13,606	0	0			1
58	22A56017		電気代	12,680	12,680	0	0			1
59	22A56018		電気代	12,587	12,587	0	0			1
60	22A56019		事務用品	17,118	17,118	0	0			3
61	22A56020		事務用品	13,104	13,104	0	0			3
62	22A56021		事務用品	22,781	22,781	0	0			3
63	22A56022		事務用品	27,135	27,135	0	0			3
64	22A56023		切手・葉書代	30,000	30,000	10,000	0			1,7
65	22A56024		切手・葉書代	26,000	26,000	8,000	0			1,7
66	22A56025		切手代	19,000	19,000	9,500	0			7
67	22A56026		葉書代	30,000	30,000	0	0			1
68	22A56027		葉書代	20,000	20,000	0	0			1
69	22A56028		切手代	48,000	48,000	0	0			1
70	22A56029		電話代	10,953	10,953	0	0			1
71	22A56030		人件費	80,000	80,000	0	0			2
72	22A56031		人件費	80,000	80,000	0	0			2
73	22A56032		人件費	80,000	80,000	0	0			2
74	22A56033		人件費	80,000	80,000	0	0			2
75	22A56034		人件費	80,000	80,000	0	0			2
76	22A56035		人件費	80,000	80,000	0	0			2
77	22A56036		人件費	80,000	80,000	0	0			2
78	22A56037		人件費	80,000	80,000	0	0			2
79	22A56038		人件費	80,000	80,000	0	0			2
80	22A56039		人件費	80,000	80,000	0	0			2
81	22A56040		人件費	80,000	80,000	0	0			2
82	22A56041		人件費	80,000	80,000	0	0			2
83	22A55001	三村 峰夫	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
84	22A55002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
85	22A55003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
86	22A55004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
87	22A55005		旅費	0	0	0	0		全額(44,600円)返還済	1
88	22A55006		会場費・茶菓子代	18,000	18,000	0	0			1,10

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
89	22A55007	三村 峰夫	会場費・茶菓子代	18,000	18,000	0	0			1,10
90	22A55008		購読料	26,000	26,000	0	0			8
91	22A55009		家賃・駐車場代・水光熱費	800,000	800,000	0	0			5
92	22A55010		家賃	177,900	177,900	0	0			5
93	22A55011		パソコン・デジカメ・プリンター	164,850	164,850	0	0			3
94	22A55012		人件費	28,000	28,000	0	0			2
95	22A55013		人件費	28,000	28,000	0	0			2
96	22A55014		人件費	28,000	28,000	0	0			2
97	22A55015		人件費	28,000	28,000	0	0			2
98	22A55016		人件費	28,000	28,000	0	0			2
99	22A55017		人件費	28,000	28,000	0	0			2
100	22A55018		人件費	28,000	28,000	0	0			2
101	22A55019		人件費	28,000	28,000	0	0			2
102	22A55020		人件費	28,000	28,000	0	0			2
103	22A55021		人件費	28,000	28,000	0	0			2
104	22A55022		人件費	28,000	28,000	0	0			2
105	22A55023		人件費	28,000	28,000	0	0			2
106	22A55024		人件費	18,550	18,550	0	0			2
107	22A55025		人件費	19,950	19,950	0	0			2
108	22A55026		人件費	20,300	20,300	0	0			2
109	22A55027		人件費	19,360	19,360	0	0			2
110	22A55028		人件費	18,500	18,500	0	0			2
111	22A55029		人件費	18,200	18,200	0	0			2
112	22A55030		人件費	17,500	17,500	0	0			2
113	22A55031		人件費	19,600	19,600	0	0			2
114	22A55032		人件費	18,720	18,720	0	0			2
115	22A55033		人件費	18,200	18,200	0	0			2
116	22A55034		人件費	19,600	19,600	0	0			2
117	22A55035		人件費	19,600	19,600	0	0			2
118	22A55036		人件費	14,700	14,700	0	0			2
119	22A55037		人件費	15,400	15,400	0	0			2
120	22A55038		人件費	15,750	15,750	0	0			2
121	22A55039		人件費	15,750	15,750	0	0			2
122	22A55040		人件費	12,600	12,600	0	0			2
123	22A55041		人件費	15,400	15,400	0	0			2
124	22A55042		人件費	11,900	11,900	0	0			2
125	22A55043		人件費	11,200	11,200	0	0			2
126	22A55044		人件費	12,600	12,600	0	0			2
127	22A55045		人件費	11,200	11,200	0	0			2
128	22A55046		人件費	15,400	15,400	0	0			2
129	22A55047		人件費	28,000	28,000	0	0			2
130	22A55048		人件費	28,000	28,000	0	0			2
131	22A55049		人件費	21,000	21,000	0	0			2
132	22A55050		人件費	28,000	28,000	0	0			2
133	22A55051		人件費	14,000	14,000	0	0			2
134	22A55052		人件費	28,000	28,000	0	0			2
135	22A55053		人件費	21,000	21,000	0	0			2
136	22A55054		人件費	14,000	14,000	0	0			2
137	22A55055		人件費	21,000	21,000	0	0			2
138	22A55056		人件費	28,000	28,000	0	0			2
139	22A55057		人件費	21,000	21,000	0	0			2
140	22A55058		人件費	28,000	28,000	0	0			2
141	22A54001	天野 学	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
142	22A54002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
143	22A54003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
144	22A54004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
145	22A54005		光熱費	14,017	14,017	14,017	0			
146	22A54006		光熱費	13,869	13,869	13,869	0			
147	22A54007		光熱費	14,171	14,171	14,171	0			
148	22A54008		光熱費	12,324	12,324	12,324	0			
149	22A54009		光熱費	15,017	15,017	15,017	0			
150	22A54010		光熱費	15,371	15,371	15,371	0			
151	22A54011		光熱費	16,891	16,891	16,891	0			
152	22A54012		光熱費	12,793	12,793	12,793	0			
153	22A54013		光熱費	14,237	14,237	14,237	0			
154	22A54014		光熱費	12,570	12,570	12,570	0			
155	22A54015		光熱費	14,892	14,892	14,892	0			
156	22A54016		光熱費	13,805	13,805	13,805	0			
157	22A54017		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
158	22A54018		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
159	22A54019		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
160	22A54020		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
161	22A54021		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
162	22A54022		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
163	22A54023		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
164	22A54024		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
165	22A54025		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
166	22A54026		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
167	22A54027		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
168	22A54028		家賃	25,262	25,262	25,262	0			
169	22A54029		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
170	22A54030		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
171	22A54031		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
172	22A54032		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
173	22A54033		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
174	22A54034		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
175	22A54035		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
176	22A54036		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
177	22A54037		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2
178	22A54038		駐車場代	12,657	12,657	0	0			2

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘要	項目
179	22A54039		電話代	12,624	12,624	12,624	0			
180	22A54040		電話代	15,802	15,802	15,802	0			
181	22A54041		電話代	14,514	14,514	14,514	0			
182	22A54042		電話代	14,623	14,623	14,623	0			
183	22A54043		電話代	12,970	12,970	12,970	0			
184	22A54044		電話代	17,184	17,184	17,184	0			
185	22A54045		電話代	14,360	14,360	14,360	0			
186	22A54046		電話代	13,109	13,109	13,109	0			
187	22A54047		電話代	15,371	15,371	15,371	0			
188	22A54048		電話代	16,135	16,135	16,135	0			
189	22A54049		電話代	12,934	12,934	12,934	0			
190	22A54050		電話代	16,032	16,032	16,032	0			
191	22A54051	天野　学	人件費	66,000	66,000	0	0			2
192	22A54052		人件費	63,000	63,000	0	0			2
193	22A54053		人件費	54,000	54,000	0	0			2
194	22A54054		人件費	66,000	66,000	0	0			2
195	22A54055		人件費	63,000	63,000	0	0			2
196	22A54056		人件費	60,000	60,000	0	0			2
197	22A54057		人件費	60,000	60,000	0	0			2
198	22A54058		人件費	60,000	60,000	0	0			2
199	22A54059		人件費	60,000	60,000	0	0			2
200	22A54060		人件費	57,000	57,000	0	0			2
201	22A54061		人件費	51,000	51,000	0	0			2
202	22A54062		人件費	57,000	57,000	0	0			2
203	22A53001		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
204	22A53002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
205	22A53003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
206	22A53004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
207	22A53005		ガソリン代	18,741	18,741	0	0			3
208	22A53006		ガソリン代	31,609	31,609	0	0			3
209	22A53007		ガソリン代	24,065	24,065	0	0			3
210	22A53008		ガソリン代	22,949	22,949	0	0			3
211	22A53009		ガソリン代	14,095	14,095	0	0			3
212	22A53010		ガソリン代	10,567	10,567	0	0			3
213	22A53011		ガソリン代	12,224	12,224	0	0			3
214	22A53012		ガソリン代	16,006	16,006	0	0			3
215	22A53013		新聞代	16,457	16,457	0	0			8
216	22A53014		新聞代	16,457	16,457	0	0			8
217	22A53015		新聞代	16,457	16,457	0	0			8
218	22A53016		新聞代	16,457	16,457	0	0			8
219	22A53017		新聞代	10,525	10,525	0	0		請求人記載の政務調査費支出額は誤り	8
220	22A53018		印刷代	545,737	545,737	0	0			1
221	22A53019		印刷代	551,250	551,250	0	0			1
222	22A53020		郵送料	141,776	141,776	0	0			1
223	22A53021		郵送料	21,667	21,667	0	0			1
224	22A53022		郵送料	237,930	237,930	0	0			1
225	22A53023		郵送料	161,741	161,741	0	0			1
226	22A53024	古山　泰生	郵送料	86,790	86,790	0	0			1
227	22A53025		郵送料	629,681	629,681	0	0			1
228	22A53026		電気代	15,525	15,525	0	0			1
229	22A53027		電気代	13,921	13,921	0	0			1
230	22A53028		電気代	12,422	12,422	0	0			1
231	22A53029		電気代	11,946	11,946	0	0			1
232	22A53030		電気代	14,880	14,880	0	0			1
233	22A53031		電気代	15,959	15,959	0	0			1
234	22A53032		電気代	14,237	14,237	0	0			1
235	22A53033		電気代	12,143	12,143	0	0			1
236	22A53034		電気代	14,048	14,048	0	0			1
237	22A53035		電気代	19,127	19,127	0	0			1
238	22A53036		電気代	17,523	17,523	0	0			1
239	22A53037		用紙代	21,000	21,000	0	0			3
240	22A53038		人件費	80,000	80,000	0	0			2
241	22A53039		人件費	80,000	80,000	0	0			2
242	22A53040		人件費	80,000	80,000	0	0			2
243	22A53041		人件費	80,000	80,000	0	0			2
244	22A53042		人件費	80,000	80,000	0	0			2
245	22A53043		人件費	80,000	80,000	0	0			2
246	22A53044		人件費	80,000	80,000	0	0			2
247	22A53045		人件費	80,000	80,000	0	0			2
248	22A53046		人件費	80,000	80,000	0	0			2
249	22A53047		人件費	80,000	80,000	0	0			2
250	22A53048		人件費	80,000	80,000	0	0			2
251	22A53049		人件費	80,000	80,000	0	0			2
252	22A50001		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
253	22A50002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
254	22A50003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
255	22A50004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
256	22A50005		旅費	41,940	41,940	0	0			1
257	22A50006		会場費	11,960	11,960	0	0			1
258	22A50007		家賃	80,000	80,000	0	0			5
259	22A50008		家賃	80,000	80,000	0	0			5
260	22A50009	小田　春人	家賃	80,000	80,000	0	0			5
261	22A50010		家賃	80,000	80,000	0	0			5
262	22A50011		家賃	80,000	80,000	0	0			5
263	22A50012		家賃	80,000	80,000	0	0			5
264	22A50013		家賃	80,000	80,000	0	0			5
265	22A50014		家賃	80,000	80,000	0	0			5
266	22A50015		家賃	80,000	80,000	0	0			5
267	22A50016		家賃	80,000	80,000	0	0			5
268	22A50017		家賃	80,000	80,000	0	0			5
269	22A50018		家賃	80,000	80,000	0	0			5

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘　要	項目
270	22A50019		文具代	19,671	19,671	0	0			3,10
271	22A50020		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
272	22A50021		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
273	22A50022		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
274	22A50023		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
275	22A50024		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
276	22A50025	小田　春人	人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
277	22A50026		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
278	22A50027		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
279	22A50028		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
280	22A50029		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
281	22A50030		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
282	22A50031		人件費	120,000	120,000	0	0			4,10
283	22A49001		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
284	22A49002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
285	22A49003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
286	22A49004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
287	22A49005		受講料	3,380	3,380	0	0			10
288	22A49006		旅費	21,560	21,560	0	0			1
289	22A49007		印刷代	150,000	150,000	0	0			1
290	22A49008		家賃	50,000	50,000	0	0			4
291	22A49009		家賃	50,000	50,000	0	0			4
292	22A49010		家賃	50,000	50,000	0	0			4
293	22A49011		家賃	50,000	50,000	0	0			4
294	22A49012		家賃	50,000	50,000	0	0			4
295	22A49013		家賃	50,000	50,000	0	0			4
296	22A49014		家賃	50,000	50,000	0	0			4
297	22A49015		家賃	50,000	50,000	0	0			4
298	22A49016		家賃	50,000	50,000	0	0			4
299	22A49017		家賃	50,000	50,000	0	0			4
300	22A49018		家賃	50,000	50,000	0	0			4
301	22A49019		家賃	50,000	50,000	0	0			4
302	22A49020		人件費	100,000	100,000	0	0			2
303	22A49021		人件費	100,000	100,000	0	0			2
304	22A49022	岡﨑　豊	人件費	100,000	100,000	0	0			2
305	22A49023		人件費	100,000	100,000	0	0			2
306	22A49024		人件費	100,000	100,000	0	0			2
307	22A49025		人件費	100,000	100,000	0	0			2
308	22A49026		人件費	100,000	100,000	0	0			2
309	22A49027		人件費	100,000	100,000	0	0			2
310	22A49028		人件費	100,000	100,000	0	0			2
311	22A49029		人件費	100,000	100,000	0	0			2
312	22A49030		人件費	100,000	100,000	0	0			2
313	22A49031		人件費	100,000	100,000	0	0			2
314	22A49032		人件費	70,000	70,000	0	0			2
315	22A49033		人件費	70,000	70,000	0	0			2
316	22A49034		人件費	70,000	70,000	0	0			2
317	22A49035		人件費	70,000	70,000	0	0			2
318	22A49036		人件費	70,000	70,000	0	0			2
319	22A49037		人件費	70,000	70,000	0	0			2
320	22A49038		人件費	70,000	70,000	0	0			2
321	22A49039		人件費	70,000	70,000	0	0			2
322	22A49040		人件費	70,000	70,000	0	0			2
323	22A49041		人件費	70,000	70,000	0	0			2
324	22A49042		人件費	70,000	70,000	0	0			2
325	22A49043		人件費	70,000	70,000	0	0			2
326	22A48001		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
327	22A48002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
328	22A48003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
329	22A48004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
330	22A48005		印刷代	285,600	285,600	0	0			1
331	22A48006		切手代	84,400	84,400	0	0			1
332	22A48007		郵送料	62,586	62,586	0	0			1
333	22A48008	河本　勉	切手代	24,000	24,000	0	0			1
334	22A48009		切手代	27,000	27,000	0	0			1
335	22A48010		切手代	18,000	18,000	0	0			1
336	22A48011		郵送料	180,700	180,700	0	0			1
337	22A48012		FAX代	22,890	22,890	11,445	0			7
338	22A48013		人件費	200,000	200,000	0	0			2
339	22A48014		人件費	200,000	200,000	0	0			2
340	22A48015		人件費	200,000	200,000	0	0			2
341	22A47001		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
342	22A47002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
343	22A47003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
344	22A47004	小野　泰弘	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
345	22A47005		印刷代	142,538	142,538	0	0			1
346	22A47006		ホームページ作成費	71,873	71,873	71,873	0			
347	22A47007		家賃	300,000	300,000	0	0			2
348	22A46001		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
349	22A46002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
350	22A46003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
351	22A46004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
352	22A46006		印刷代	17,850	17,850	0	0			1
353	22A46007		トナー代	21,000	21,000	21,000	0			
354	22A46008	内山　登	プリンター代	20,265	20,265	20,265	0			
355	22A46009		トナー代	42,000	42,000	42,000	0			
356	22A46010		人件費	100,000	100,000	0	0			2
357	22A46011		人件費	100,000	100,000	0	0			2
358	22A46012		人件費	100,000	100,000	0	0			2
359	22A46013		人件費	100,000	100,000	0	0			2
360	22A46014		人件費	100,000	100,000	0	0			2
361	22A46015		人件費	100,000	100,000	0	0			2

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
362	22A46016	内山　登	人件費	150,000	150,000	0	0			2
363	22A46017		人件費	100,000	100,000	0	0			2
364	22A46018		人件費	100,000	100,000	0	0			2
365	22A46019		人件費	100,000	100,000	0	0			2
366	22A46020		人件費	150,000	150,000	0	0			2
367	22A46021		人件費	50,000	50,000	0	0			2
368	22A45001	渡辺　英気	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
369	22A45002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
370	22A45003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
371	22A45004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
372	22A45005		ガソリン代	16,746	16,746	0	0			3
373	22A45006		ガソリン代	11,905	11,905	0	0			3
374	22A45007		ガソリン代	12,548	12,548	0	0			3
375	22A45008		ガソリン代	10,729	10,729	0	0			3
376	22A45009		ガソリン代	15,725	15,725	0	0			3
377	22A45010		ガソリン代	11,626	11,626	0	0			3
378	22A45011		ガソリン代	19,409	19,409	0	0			3
379	22A45012		ガソリン代	14,203	14,203	0	0			3
380	22A45013		ガソリン代	15,938	15,938	0	0			3
381	22A45014		ガソリン代	12,149	12,149	0	0			3
382	22A45015		トナー代	29,452	29,452	0	0			1
383	22A45016		トナー代	21,934	21,934	0	0			1
384	22A45017		トナー代	31,216	31,216	0	0			1
385	22A45018		トナー代	25,861	25,861	0	0			1
386	22A45019		トナー代	42,840	42,840	0	0			1
387	22A45020		トナー代	16,868	16,868	0	0			1
388	22A45021		地代	300,000	300,000	0	0			2
389	22A45022		電気代	11,203	11,203	0	0			1
390	22A45023		電気代	10,605	10,605	0	0			1
391	22A45024		電気代	11,896	11,896	0	0			1
392	22A45025		電気代	20,632	20,632	0	0			1
393	22A45026		電気代	28,390	28,390	0	0			1
394	22A45027		人件費	41,400	41,400	0	0			2
395	22A45028		人件費	32,100	32,100	0	0			2
396	22A45029		人件費	38,250	38,250	0	0			2
397	22A45030		人件費	39,750	39,750	0	0			2
398	22A45031		人件費	39,300	39,300	0	0			2
399	22A45032		人件費	36,750	36,750	0	0			2
400	22A45033		人件費	38,700	38,700	0	0			2
401	22A45034		人件費	39,600	39,600	0	0			2
402	22A45035		人件費	49,050	49,050	0	0			2
403	22A45036		人件費	51,000	51,000	0	0			2
404	22A45037		人件費	66,900	66,900	0	0			2
405	22A45038		人件費	72,750	72,750	0	0			2
406	22A35001	小田　圭一	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
407	22A35002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
408	22A35003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
409	22A35004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
410	22A35006		会場費	19,725	19,725	0	0			1
411	22A35007		郵送料	435,944	435,944	0	0			1
412	22A35008		人件費	40,800	40,800	0	0			2
413	22A35009		人件費	38,080	38,080	0	0			2
414	22A35010		人件費	39,100	39,100	0	0			2
415	22A35011		人件費	36,720	36,720	0	0			2
416	22A35012		人件費	41,480	41,480	0	0			2
417	22A35013		人件費	38,760	38,760	0	0			2
418	22A35014		人件費	42,500	42,500	0	0			2
419	22A35015		人件費	39,100	39,100	0	0			2
420	22A35016		人件費	39,780	39,780	0	0			2
421	22A35017		人件費	34,680	34,680	0	0			2
422	22A35018		人件費	41,480	41,480	0	0			2
423	22A35019		人件費	41,480	41,480	0	0			2
424	22A35020		人件費	37,400	37,400	0	0			2
425	22A35021		人件費	35,360	35,360	0	0			2
426	22A35022		人件費	37,990	37,990	0	0			2
427	22A35023		人件費	37,400	37,400	0	0			2
428	22A35024		人件費	27,825	27,825	0	0			2
429	22A35025		人件費	40,800	40,800	0	0			2
430	22A35026		人件費	34,680	34,680	0	0			2
431	22A35027		人件費	25,000	25,000	0	0			2
432	22A35028		人件費	56,525	56,525	0	0			2
433	22A35029		人件費	43,269	43,269	0	0			2
434	22A35030		人件費	50,575	50,575	0	0			2
435	22A35031		人件費	40,120	40,120	0	0			2
436	22A35032		人件費	38,760	38,760	0	0			2
437	22A35033		人件費	25,000	25,000	0	0			2
438	22A35034		人件費	75,000	75,000	0	0			2
439	22A35035		人件費	43,520	43,520	0	0			2
440	22A35036		人件費	40,460	40,460	0	0			2
441	22A35037		人件費	41,310	41,310	0	0			2
442	22A35038		人件費	40,120	40,120	0	0			2
443	22A34001	伊藤　文夫	県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
444	22A34002		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
445	22A34003		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
446	22A34004		県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
447	22A34005		印刷代	139,650	139,650	0	0			1
448	22A34006		印刷代	114,450	114,450	0	0			1
449	22A34007		郵送料	573,050	573,050	0	0			1
450	22A34007		切手代	25,440	25,440	0	0			1
451	22A34008		印刷代	169,050	169,050	0	0			1
452	22A34009		印刷代	123,480	123,480	0	0			1
453	22A34010		切手代	25,040	25,040	0	0			1

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘　要	項目
454	22A34010	伊藤　文夫	郵送料	566,650	566,650	0	0			1
455	22A34011		リース料	8,688	8,688	8,688	0			
456	22A34012		リース料	27,195	27,195	27,195	0			
457	22A34013		リース料	1,729	1,729	1,729	0			
458	22A34014		人件費	80,000	80,000	0	0			2
459	22A34015		人件費	85,200	85,200	0	0			2
460	22A34016		人件費	80,000	80,000	0	0			2
461	22A34017		人件費	80,000	80,000	0	0			2
462	22A34018		人件費	100,000	100,000	0	0			2
463	22A34019		人件費	104,400	104,400	0	0			2
464	22A34020		人件費	80,000	80,000	0	0			2
465	22A34021		人件費	80,000	80,000	0	0			2
466	22A34022		人件費	100,000	100,000	0	0			2
467	22A34023		人件費	93,600	93,600	0	0			2
468	22A34024		人件費	120,000	120,000	0	0			2
469	22A34025		人件費	80,000	80,000	0	0			2
470	22A34026		人件費	80,000	80,000	0	0			2
471	22A34027		人件費	81,200	81,200	0	0			2
472	22A34028		人件費	50,000	50,000	0	0			2
473	22A34029		人件費	50,000	50,000	0	0			2
474	22A34030		人件費	50,000	50,000	0	0			2
475	22A34031		人件費	50,000	50,000	0	0			2
476	22A33001	井元　乾一郎	自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
477	22A33002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
478	22A33003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
479	22A33004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
480	22A33005		ハガキ	50,000	50,000	0	0			1
481	22A33006		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
482	22A33007		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
483	22A33008		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
484	22A33009		ハガキ	75,000	75,000	0	0			1
485	22A33010		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
486	22A33011		印刷費	25,000	25,000	0	0			1
487	22A33012		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
488	22A33013		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
489	22A33014		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
490	22A33015		ハガキ	45,000	45,000	0	0			1
491	22A33016		ハガキ	50,000	50,000	0	0			1
492	22A33016		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
493	22A33017		ハガキ	25,000	25,000	0	0		請求人記載の整理番号は誤り	1
494	22A33018		ハガキ	25,000	25,000	0	0		請求人記載の整理番号は誤り	1
495	22A33019		ハガキ	50,000	50,000	0	0		請求人記載の整理番号は誤り	1
496	22A33020		印刷費	25,000	25,000	0	0		請求人記載の整理番号は誤り	1
497	22A33021 ～ 22A33022		パソコン	26,710	26,710	26,710	0		請求人記載の整理番号は誤り	
498	22A33023		コピー機	17,400	17,400	17,400	0			
499	22A33024		給与	50,000	50,000	0	0			2
500	22A33025		給与	50,000	50,000	0	0			2
501	22A33026		給与	50,000	50,000	0	0			2
502	22A33027		給与	50,000	50,000	0	0			2
503	22A33028		給与	50,000	50,000	0	0			2
504	22A33029		給与	50,000	50,000	0	0			2
505	22A33030		給与	50,000	50,000	0	0			2
506	22A33031		給与	50,000	50,000	0	0			2
507	22A33032		給与	50,000	50,000	0	0			2
508	22A33033		給与	50,000	50,000	0	0			2
509	22A33034		給与	50,000	50,000	0	0			2
510	22A33035		給与	50,000	50,000	0	0			2
511	22A32004	池田　道孝	自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
512	22A32004		ガソリン代	13,250	13,250	0	0			3
513	22A32005		ガソリン代	21,870	21,870	0	0			3
514	22A32005		ガソリン代	18,090	18,090	0	0			3
515	22A32006		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
516	22A32006		ガソリン代	18,425	18,425	0	0			3
517	22A32007		ガソリン代	19,400	19,400	0	0			3
518	22A32007		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
519	22A32008		ガソリン代	18,875	18,875	0	0			3
520	22A32008		ガソリン代	14,625	14,625	0	0			3
521	22A32009		ガソリン代	22,235	22,235	0	0			3
522	22A32009		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
523	22A32010		ガソリン代	10,545	10,545	0	0			3
524	22A32010		ガソリン代	16,550	16,550	0	0			3
525	22A32011		ガソリン代	22,945	22,945	0	0			3
526	22A32013		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
527	22A32013		ハガキ	25,000	25,000	0	0			1
528	22A32014		印刷費	15,750	15,750	0	0			1
529	22A32014		デザイン・印刷費	50,000	50,000	0	0			1,2
530	22A32016		印刷費	10,500	10,500	10,500	0			
531	22A32017		携帯電話機	10,830	10,830	0	0			8
532	22A32021		給与	40,000	40,000	0	0			2
533	22A32021		給与	40,000	40,000	0	0			2
534	22A32022		給与	40,000	40,000	0	0			2
535	22A32022		給与	40,000	40,000	0	0			2
536	22A32023		給与	40,000	40,000	0	0			2
537	22A32023		給与	40,000	40,000	0	0			2
538	22A32024		給与	40,000	40,000	0	0			2
539	22A32024		給与	40,000	40,000	0	0			2

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘　要	項目
540	22A32025	池田　道孝	給与	40,000	40,000	0	0			2
541	22A32025		給与	40,000	40,000	0	0			2
542	22A32026		給与	40,000	40,000	0	0			2
543	22A32026		給与	40,000	40,000	0	0			2
544	22A31001	佐藤　真治	委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
545	22A31002		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
546	22A31003		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
547	22A31004		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
548	22A31005		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
549	22A31006		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
550	22A31007		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
551	22A31008		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
552	22A31009		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(10,000円)返還済	9
553	22A31010		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(25,000円)返還済	9
554	22A31011		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(25,000円)返還済	9
555	22A31012		委託料	50,000	50,000	50,000	0		一部(25,000円)返還済	9
556	22A31013		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
557	22A31014		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
558	22A31015		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
559	22A31016		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
560	22A31017		HP作成料	252,000	252,000	252,000	0			
561	22A31018		HP管理料	131,250	131,250	131,250	0			
562	22A31019		印刷費	145,687	145,687	0	0			1
563	22A31020		印刷費	67,200	67,200	0	0			1
564	22A31021		印刷費	98,700	98,700	0	0			1
565	22A31022		印刷費	70,350	70,350	0	0			1
566	22A31023		印刷費	52,500	52,500	0	0			1
567	22A31024		印刷費	25,200	25,200	0	0			1
568	22A31025		印刷費	15,750	15,750	0	0			1
569	22A31026		印刷費	65,100	65,100	0	0			1
570	22A31027		郵送料	24,680	24,680	0	0			1
571	22A31028		郵送料	12,025	12,025	0	0			1
572	22A31029		郵送料	10,530	10,530	0	0			1
573	22A31030		郵送料	17,362	17,362	0	0			1
574	22A31031		郵送料	17,925	17,925	0	0			1
575	22A31032		郵送料	12,562	12,562	0	0			1
576	22A31033		家賃	35,000	35,000	0	0			2
577	22A31034		家賃	35,000	35,000	0	0			2
578	22A31035		家賃	35,000	35,000	0	0			2
579	22A31036		家賃	35,052	35,052	0	0			2
580	22A31037		家賃	35,000	35,000	0	0			2
581	22A31038		家賃	35,000	35,000	0	0			2
582	22A31039		家賃	35,000	35,000	0	0			2
583	22A31040		家賃	35,000	35,000	0	0			2
584	22A31041		家賃	35,000	35,000	0	0			2
585	22A31042		家賃	35,000	35,000	0	0			2
586	22A31043		家賃	35,000	35,000	0	0			2
587	22A31044		家賃	35,000	35,000	0	0			2
588	22A31045		パソコン	34,125	34,125	34,125	0			
589	22A31046		プリンタ	11,970	11,970	11,970	0			
590	22A30001	蓮岡　靖之	自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
591	22A30002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
592	22A30003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
593	22A30004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
594	22A30005		資料	36,855	36,855	0	0			10
595	22A30006		HP管理料	12,600	12,600	12,600	0			
596	22A30007 ～ 22A30008		印刷費	160,965	160,965	0	0			1
597	22A30009		郵送料	25,025	25,025	0	0			1
598	22A30010		郵送料	67,755	67,755	0	0			1
599	22A30011		郵送料	234,883	234,883	0	0			1
600	22A30012		HP管理料	31,500	31,500	31,500	0			
601	22A30013			110,250	110,250	0	0			6
602	22A30014			78,750	78,750	0	0			6
603	22A30015 ～ 22A30016		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
604	22A30017 ～ 22A30018		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
605	22A30019 ～ 22A30020		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
606	22A30021 ～ 22A30022		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
607	22A30023 ～ 22A30024		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
608	22A30025 ～ 22A30026		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
609	22A30027 ～ 22A30028		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
610	22A30029 ～ 22A30030		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘要	項目
611	22A30031 ～ 22A30032		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
612	22A30033 ～ 22A30034		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
613	22A30035 ～ 22A30036		パソコンリース料	22,785	22,785	0	0			1,3,10
614	22A30037		文具	20,130	20,130	0	0			1,3,10
615	22A30038		文具	22,424	22,424	0	0			1,3,10
616	22A30039			91,875	91,875	0	0			6
617	22A30040			88,410	88,410	0	0			6
618	22A30041		給与	150,000	150,000	0	0			2
619	22A30042	蓮岡　靖之	給与	150,000	150,000	0	0			2
620	22A30043		給与	150,000	150,000	0	0			2
621	22A30044		給与	150,000	150,000	0	0			2
622	22A30045		給与	150,000	150,000	0	0			2
623	22A30046		給与	150,000	150,000	0	0			2
624	22A30047		給与	150,000	150,000	0	0			2
625	22A30048		給与	150,000	150,000	0	0			2
626	22A30049		給与	50,000	50,000	0	0			2
627	22A30050		給与	50,000	50,000	0	0			2
628	22A30051		給与	20,000	20,000	0	0			2
629	22A30052		給与	20,000	20,000	0	0			2
630	22A30053		給与	150,000	150,000	0	0			2
631	22A30054		給与	150,000	150,000	0	0			2
632	22A30055		給与	150,000	150,000	0	0			2
633	22A30056		給与	150,000	150,000	0	0			2
634	22A29001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
635	22A29002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
636	22A29003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
637	22A29004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
638	22A29005		ガソリン代	84,840	84,840	0	0			4,5
639	22A29006	高橋　戒隆	リース代？	75,000	75,000	0	0			1
640	22A29007		印刷費	248,430	248,430	0	0			1
641	22A29008		コピー代	133,589	133,589	0	0			4,5
642	22A29009		家賃	960,000	960,000	0	0			5
643	22A29010		デジタルビデオカメラ	93,850	93,850	0	0			3,4
644	22A29011		電話料金	271,988	271,988	0	0			4
645	22A29012		給与	1,200,000	1,200,000	0	0			5
646	22A28001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
647	22A28002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
648	22A28003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
649	22A28004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
650	22A28005 ～ 22A28006		旅費	24,200	24,200	0	0			1
651	22A28007		印刷費	172,200	172,200	0	0			1
652	22A28008	久徳　大輔	新聞折り込み代	20,947	20,947	0	0			1
653	22A28009		郵送料	14,480	14,480	0	0			1
654	22A28010		印刷費	177,450	177,450	0	0			1
655	22A28011		印刷費	77,299	77,299	0	0			1
656	22A28012		切手	10,240	10,240	0	0			1
657	22A28013		プリンタ	12,416	12,416	6,208	0			7
658	22A28014		ハガキ	17,000	17,000	0	0			1,10
659	22A28015		ハガキ	20,000	20,000	0	0			1
660	22A28016		メガホン	11,950	11,950	0	0			1
661	22A27001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
662	22A27002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
663	22A27003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
664	22A27004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
665	22A27005		印刷費	79,800	79,800	0	0			3
666	22A27006		印刷費	54,600	54,600	0	0			3
667	22A27007		HP管理料	63,000	63,000	31,500	0			7
668	22A27008		HP管理料	157,500	157,500	78,750	0			7
669	22A27009		HP管理料	63,000	63,000	31,500	0			7
670	22A27010		郵送料	34,988	34,988	0	0			1,6
671	22A27011		郵送料	14,880	14,880	0	0			1,6
672	22A27012		ハガキ	16,500	16,500	0	0			1,6
673	22A27013		郵送料	18,390	18,390	0	0			1,6
674	22A27014		郵送料	19,463	19,463	0	0			1,6
675	22A27015		郵送料	68,690	68,690	0	0			1,6
676	22A27016		郵送料	20,100	20,100	0	0			1,6
677	22A27017	波多　洋治	給与	140,000	140,000	0	0			2
678	22A27018		給与	140,000	140,000	0	0			2
679	22A27019		給与	140,000	140,000	0	0			2
680	22A27020		給与	140,000	140,000	0	0			2
681	22A27021		給与	140,000	140,000	0	0			2
682	22A27022		給与	140,000	140,000	0	0			2
683	22A27023		給与	140,000	140,000	0	0			2
684	22A27024		給与	140,000	140,000	0	0			2
685	22A27025		給与	140,000	140,000	0	0			2
686	22A27026		給与	140,000	140,000	0	0			2
687	22A27027		給与	140,000	140,000	0	0			2
688	22A27028		給与	140,000	140,000	0	0			2
689	22A27029		給与	50,000	50,000	0	0			2
690	22A27030		給与	50,000	50,000	0	0			2
691	22A27031		給与	50,000	50,000	0	0			2
692	22A27032		給与	50,000	50,000	0	0			2
693	22A27033		給与	50,000	50,000	0	0			2
694	22A27034		給与	50,000	50,000	0	0			2

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘要	項目
695	22A27035		給与	50,000	50,000	0	0			2
696	22A27036	波多 洋治	給与	50,000	50,000	0	0			2
697	22A27037		給与	50,000	50,000	0	0			2
698	22A26001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
699	22A26002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
700	22A26003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
701	22A26004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
702	22A26005		旅費	45,300	45,300	0	0			6
703	22A26006		購読料	50,600	50,600	50,600	0			
704	22A26007		購読料	44,100	44,100	44,100	0			
705	22A26008		購読料	20,000	20,000	0	0			8
706	22A26009		印刷費	544,000	544,000	0	0			1
707	22A26010		郵送料	259,160	259,160	0	0			1
708	22A26011		印刷費	602,280	602,280	0	0			1
709	22A26012		郵送料	258,540	258,540	0	0			1
710	22A26013		家賃	40,000	40,000	0	0			2,10
711	22A26014		家賃	40,000	40,000	0	0			2
712	22A26015		家賃	40,000	40,000	0	0			2
713	22A26016		家賃	40,000	40,000	0	0			2
714	22A26017		家賃	40,000	40,000	0	0			2
715	22A26018	西岡 聖貴	家賃	40,000	40,000	0	0			2
716	22A26019		家賃	40,000	40,000	0	0			2
717	22A26020		家賃	40,000	40,000	0	0			2
718	22A26021		家賃	40,000	40,000	0	0			2
719	22A26022		家賃	40,000	40,000	0	0			2
720	22A26023		家賃	40,000	40,000	0	0			2
721	22A26024		家賃	40,000	40,000	0	0			2
722	22A26025		給与	42,000	42,000	0	0			2
723	22A26026		給与	34,000	34,000	0	0			2
724	22A26027		給与	42,000	42,000	0	0			2
725	22A26028		給与	42,000	42,000	0	0			2
726	22A26029		給与	40,000	40,000	0	0			2
727	22A26030		給与	42,000	42,000	0	0			2
728	22A26031		給与	40,000	40,000	0	0			2
729	22A26032		給与	42,000	42,000	0	0			2
730	22A26033		給与	40,000	40,000	0	0			2
731	22A26034		給与	34,000	34,000	0	0			2
732	22A26035		給与	40,000	40,000	0	0			2
733	22A26036		給与	40,000	40,000	0	0			2
734	22A25001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
735	22A25002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
736	22A25003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
737	22A25004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
738	22A25005		旅費	41,940	41,940	0	0			1
739	22A25006		会場費	28,290	28,290	0	0			1
740	22A25007		郵送料	110,680	110,680	0	0			1
741	22A25008		郵送料	420,000	420,000	0	0			1
742	22A25009		郵送料	32,920	32,920	0	0			1
743	22A25010		報告書制作費	262,500	262,500	0	0			1
744	22A25011		印刷費	547,806	547,806	0	0			1
745	22A25012		家賃	80,000	80,000	0	0			5
746	22A25013		家賃	80,000	80,000	0	0			5
747	22A25014		家賃	80,000	80,000	0	0			5
748	22A25015		家賃	80,000	80,000	0	0			5
749	22A25016	神宝 謙一	家賃	80,000	80,000	0	0			5
750	22A25017		家賃	80,000	80,000	0	0			5
751	22A25018		家賃	80,000	80,000	0	0			5
752	22A25019		家賃	80,000	80,000	0	0			5
753	22A25020		家賃	80,000	80,000	0	0			5
754	22A25021		家賃	80,000	80,000	0	0			5
755	22A25022		給与	110,000	110,000	0	0			5
756	22A25023		給与	110,000	110,000	0	0			5
757	22A25024		給与	110,000	110,000	0	0			5
758	22A25025		給与	110,000	110,000	0	0			5
759	22A25026		給与	110,000	110,000	0	0			5
760	22A25027		給与	110,000	110,000	0	0			5
761	22A25028		給与	110,000	110,000	0	0			5
762	22A25029		給与	110,000	110,000	0	0			5
763	22A25030		給与	110,000	110,000	0	0			5
764	22A25031		給与	110,000	110,000	0	0			5
765	22A25032		給与	110,000	110,000	0	0			5
766	22A24001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
767	22A24002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
768	22A24003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
769	22A24004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
770	22A24005		調査委託料	105,000	105,000	0	0			1
771	22A24006		調査委託料	105,000	105,000	0	0			1
772	22A24007		調査委託料	105,000	105,000	0	0			1
773	22A24008		調査委託料	126,000	126,000	0	0			1
774	22A24009		書籍	21,611	21,611	21,611	0			
775	22A24010		書籍	21,972	21,972	20,292	0			8
776	22A24011	蜂谷 弘美	書籍	24,570	24,570	24,570	0			
777	22A24012		書籍	24,465	24,465	17,850	0			8
778	22A24013		書籍	22,665	22,665	15,325	0			8
779	22A24014		書籍	22,000	22,000	22,000	0			
780	22A24015		書籍	19,665	19,665	19,665	0			
781	22A24016		印刷費	395,500	395,500	0	0			1
782	22A24017		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
783	22A24018		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
784	22A24019		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
785	22A24020		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
786	22A24021		家賃	52,500	52,500	52,500	0			

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘　　要	項目
787	22A24022		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
788	22A24023		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
789	22A24024		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
790	22A24025		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
791	22A24026		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
792	22A24027		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
793	22A24028		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
794	22A24029		給与	75,000	75,000	0	0			2
795	22A24030		給与	75,000	75,000	0	0			2
796	22A24031		給与	75,000	75,000	0	0			2
797	22A24032		給与	75,000	75,000	0	0			2
798	22A24033		給与	75,000	75,000	0	0			2
799	22A24034		給与	75,000	75,000	0	0			2
800	22A24035		給与	75,000	75,000	0	0			2
801	22A24036		給与	75,000	75,000	0	0			2
802	22A24037	蜂谷　弘美	給与	75,000	75,000	0	0			2
803	22A24038		給与	75,000	75,000	0	0			2
804	22A24039		給与	75,000	75,000	0	0			2
805	22A24040		給与	75,000	75,000	0	0			2
806	22A24041		給与	60,000	60,000	0	0			2
807	22A24042		給与	60,000	60,000	0	0			2
808	22A24043		給与	60,000	60,000	0	0			2
809	22A24044		給与	60,000	60,000	0	0			2
810	22A24045		給与	60,000	60,000	0	0			2
811	22A24046		給与	60,000	60,000	0	0			2
812	22A24047		給与	60,000	60,000	0	0			2
813	22A24048		給与	60,000	60,000	0	0			2
814	22A24049		給与	60,000	60,000	0	0			2
815	22A24050		給与	60,000	60,000	0	0			2
816	22A24051		給与	60,000	60,000	0	0			2
817	22A24052		給与	60,000	60,000	0	0			2
818	22A17003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
819	22A17003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
820	22A17004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
821	22A17004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
822	22A17005		印刷費	731,325	731,325	0	0			1
823	22A17007		用紙・インク代	23,800	23,800	0	0			3
824	22A17008		文具	11,946	11,946	0	0			3
825	22A17008		メモリ・インク・ソフト	10,890	10,890	0	0			3
826	22A17010		インターネット使用料	13,125	13,125	6,563	0			7
827	22A17016		給与	75,000	75,000	0	0			2
828	22A17016		給与	75,000	75,000	0	0			2
829	22A17017		給与	160,000	160,000	0	0			2
830	22A17017		給与	160,000	160,000	0	0			2
831	22A17018		給与	160,000	160,000	0	0			2
832	22A17018		給与	160,000	160,000	0	0			2
833	22A17019		給与	160,000	160,000	0	0			2
834	22A17019	遠藤　康洋	給与	160,000	160,000	0	0			2
835	22A17020		給与	160,000	160,000	0	0			2
836	22A17020		給与	160,000	160,000	0	0			2
837	22A17021		給与	160,000	160,000	0	0			2
838	22A17021		給与	160,000	160,000	0	0			2
839	22A17022		給与	80,000	80,000	0	0			2
840	22A17022		給与	80,000	80,000	0	0			2
841	22A17023		給与	80,000	80,000	0	0			2
842	22A17023		給与	80,000	80,000	0	0			2
843	22A17024		給与	80,000	80,000	0	0			2
844	22A17024		給与	80,000	80,000	0	0			2
845	22A17025		給与	80,000	80,000	0	0			2
846	22A17025		給与	80,000	80,000	0	0			2
847	22A17026		給与	80,000	80,000	0	0			2
848	22A17026		給与	80,000	80,000	0	0			2
849	22A17027		給与	80,000	80,000	0	0			2
850	22A17027		給与	80,000	80,000	0	0			2
851	22A16001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
852	22A16002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
853	22A16003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
854	22A16004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
855	22A16005		会場費	14,100	14,100	0	0			1
856	22A16006		印刷費	535,500	535,500	0	0			1,3
857	22A16007		購読料	43,350	43,350	43,350	0			
858	22A16008		HP管理料	14,490	14,490	7,245	0			7
859	22A16009		HP管理料	10,500	10,500	5,250	0			7
860	22A16010		HP管理料	10,500	10,500	5,250	0			7
861	22A16011		HP管理料	10,500	10,500	5,250	0			7
862	22A16012		HP管理料	10,500	10,500	5,250	0			7
863	22A16013		ハガキ	220,000	220,000	0	0			1
864	22A16014	加藤　浩久	切手	12,000	12,000	0	0			1
865	22A16015		郵送料	20,075	20,075	0	0			1
866	22A16016		切手	15,600	15,600	0	0			1
867	22A16017		家賃	70,000	70,000	0	0			5
868	22A16018		家賃	70,000	70,000	0	0			5
869	22A16019		家賃	70,000	70,000	0	0			5
870	22A16020		家賃	70,000	70,000	0	0			5
871	22A16021		家賃	70,000	70,000	0	0			5
872	22A16022		家賃	70,000	70,000	0	0			5
873	22A16023		家賃	70,000	70,000	0	0			5
874	22A16024		家賃	70,000	70,000	0	0			5
875	22A16025		家賃	70,000	70,000	0	0			5
876	22A16026		家賃	70,000	70,000	0	0			5
877	22A16027		家賃	70,000	70,000	0	0			5
878	22A16028		家賃	70,000	70,000	0	0			5

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘要	項目
879	22A16029		封筒	52,500	52,500	0	0			1
880	22A16030		封筒	72,975	72,975	0	0			1
881	22A16031 ～ 22A16032		封筒	210,000	210,000	0	0			1
882	22A16033 ～ 22A16034		電話料金	12,352	12,352	0	0			1
883	22A16035 ～ 22A16036		電話料金	13,947	13,947	0	0			1
884	22A16037 ～ 22A16038		電話料金	15,250	15,250	0	0			1
885	22A16039 ～ 122A6040		電話料金	15,971	15,971	0	0			1
886	22A16041 ～ 22A16042		電話料金	25,375	25,375	0	0			1
887	22A16043 ～ 22A16044		電話料金	15,234	15,234	0	0			1
888	22A16045 ～ 22A16046		電話料金	22,078	22,078	0	0			1
889	22A16047 ～ 22A16048	加藤　浩久	電話料金	31,402	31,402	0	0			1
890	22A16049 ～ 22A16050		電話料金	25,379	25,379	0	0			1
891	22A16051 ～ 22A16052		電話料金	26,461	26,461	0	0			1
892	22A16053 ～ 22A16054		電話料金	19,363	19,363	0	0			1
893	22A16055 ～ 22A16056		電話料金	22,381	22,381	0	0			1
894	22A16057		給与	80,000	80,000	0	0			2
895	22A16058		給与	80,000	80,000	0	0			2
896	22A16059		給与	80,000	80,000	0	0			2
897	22A16060		給与	80,000	80,000	0	0			2
898	22A16061		給与	80,000	80,000	0	0			2
899	22A16062		給与	80,000	80,000	0	0			2
900	22A16063		給与	80,000	80,000	0	0			2
901	22A16064		給与	80,000	80,000	0	0			2
902	22A16065		給与	80,000	80,000	0	0			2
903	22A16066		給与	80,000	80,000	0	0			2
904	22A16067		給与	80,000	80,000	0	0			2
905	22A16068		給与	80,000	80,000	0	0			2
906	22A15001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
907	22A15002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
908	22A15003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
909	22A15004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
910	22A15005		会場費	350,000	350,000	0	0			1
911	22A15006		印刷費	28,350	28,350	0	0			1
912	22A15007		印刷費	231,525	231,525	0	0			1
913	22A15008		メールマガジン配信システム製作費	187,794	187,794	0	0			1
914	22A15009		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
915	22A15010		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
916	22A15011		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
917	22A15012		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
918	22A15013		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
919	22A15014		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
920	22A15015		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
921	22A15016		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
922	22A15017		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
923	22A15018	小倉　弘行	家賃	50,000	50,000	50,000	0			
924	22A15019		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
925	22A15020		家賃	50,000	50,000	50,000	0			
926	22A15021		電気料金	11,931	11,931	11,931	0			
927	22A15022		電気料金	12,644	12,644	12,644	0			
928	22A15023		電気料金	11,004	11,004	11,004	0			
929	22A15024		電気料金	16,589	16,589	16,589	0			
930	22A15025		コピー代	13,371	13,371	13,371	0			
931	22A15026		コピー代	13,146	13,146	13,146	0			
932	22A15027		コピー代	13,724	13,724	13,724	0			
933	22A15028		コピー代	13,198	13,198	13,198	0			
934	22A15029		コピー代	13,474	13,474	13,474	0			
935	22A15030		コピー代	13,148	13,148	13,148	0			
936	22A15031		コピー代	16,390	16,390	16,390	0			
937	22A15032		コピー代	14,007	14,007	14,007	0			
938	22A15033		コピー代	13,167	13,167	13,167	0			
939	22A15034		コピー代	19,275	19,275	19,275	0			
940	22A15035		コピー代	20,431	20,431	20,431	0			
941	22A15036		コピー代	28,540	28,540	28,540	0			

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘　要	項目
942	22A15037	小倉　弘行	郵送料	72,675	72,675	0	0			1
943	22A15038		郵送料	116,738	116,738	0	0			1
944	22A15039		郵送料	88,687	88,687	0	0			1
945	22A15040		郵送料	72,487	72,487	0	0			1
946	22A15041		郵送料	75,750	75,750	0	0			1
947	22A15042		郵送料	48,638	48,638	0	0			1
948	22A15043		郵送料	46,987	46,987	0	0			1
949	22A15044		郵送料	43,050	43,050	0	0			1
950	22A15045～22A15046		給与	78,500	78,500	0	0			2
951	22A15047～22A15048		給与	61,000	61,000	0	0			2
952	22A15049～22A15050		給与	78,500	78,500	0	0			2
953	22A15051～22A15052		給与	78,500	78,500	0	0			2
954	22A15053		給与	100,000	100,000	0	0			2
955	22A15054～22A15055		給与	78,500	78,500	0	0			2
956	22A15056～22A15057		給与	75,000	75,000	0	0			2
957	22A15058～22A15059		給与	75,000	75,000	0	0			2
958	22A15060～22A15061		給与	78,500	78,500	0	0			2
959	22A15062～22A15063		給与	75,000	75,000	0	0			2
960	22A15064		給与	150,000	150,000	0	0			2
961	22A15065～22A15066		給与	68,000	68,000	0	0			2
962	22A15067～22A15068		給与	82,000	82,000	0	0			2
963	22A15069～22A15070		給与	96,000	96,000	0	0			2
964	22A15071		給与	50,000	50,000	0	0			2
965	22A14002	浅野　實	自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
966	22A14002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
967	22A14003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
968	22A14003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
969	22A14006		飲料代	28,917	28,917	0	0			10
970	22A14006		茶菓代	21,000	21,000	0	0			1,10
971	22A14007		茶菓代	18,520	18,520	0	0			1,10
972	22A14007		飲料代	28,917	28,917	0	0			10
973	22A14008		茶菓代	15,890	15,890	0	0			1,10
974	22A14008		茶菓代	22,839	22,839	0	0			1,10
975	22A14009		茶菓代	12,250	12,250	0	0			1,10
976	22A14009		飲料代	12,250	12,250	0	0			10
977	22A14011		新聞代	31,500	31,500	31,500	0			
978	22A14011		購読料	20,000	20,000	0	0			8
979	22A14013		印刷費	367,500	367,500	0	0			1
980	22A14013		印刷費	367,500	367,500	0	0			1
981	22A14017		郵送料	10,440	10,440	0	0			1
982	22A14017		郵送料	13,340	13,340	0	0			1
983	22A14017		郵送料	11,020	11,020	0	0			1
984	22A14017		郵送料	13,340	13,340	0	0			1
985	22A14018		封筒	10,665	10,665	5,333	0			7
986	22A14018		郵送料	13,340	13,340	0	0			1
987	22A14019		電話機	50,050	50,050	0	0			3
988	22A14020		郵送料	20,880	20,880	0	0			1
989	22A14020		郵送料	20,880	20,880	0	0			1
990	22A14020		郵送料	19,720	19,720	0	0			1
991	22A14020		郵送料	22,040	22,040	0	0			1
992	22A14021		郵送料	17,980	17,980	0	0			1
993	22A14025		給与	70,000	70,000	0	0			2
994	22A14025		給与	70,000	70,000	0	0			2
995	22A14026		給与	70,000	70,000	0	0			2
996	22A14026		給与	70,000	70,000	0	0			2
997	22A14027		給与	30,000	30,000	0	0			2
998	22A14027		給与	70,000	70,000	0	0			2
999	22A14028		給与	70,000	70,000	0	0			2
1000	22A14028		給与	70,000	70,000	0	0			2
1001	22A14029		給与	70,000	70,000	0	0			2
1002	22A14029		給与	70,000	70,000	0	0			2
1003	22A14030		給与	30,000	30,000	0	0			2
1004	22A14030		給与	70,000	70,000	0	0			2
1005	22A14031		給与	70,000	70,000	0	0			2
1006	22A14031		給与	70,000	70,000	0	0			2
1007	22A13001	岡本　泰介	自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1008	22A13002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1009	22A13003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1010	22A13004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1011	22A13005		名刺	29,000	14,500	0	14,500	⑩		10
1012	22A13006		デザイン料	30,000	30,000	0	0			1
1013	22A13007		印刷費	181,000	181,000	0	0			1
1014	22A13008		HP作成料	100,000	100,000	0	0			2
1015	22A13009		名刺	32,760	16,380	0	16,380	⑩		10
1016	22A13010		デザイン料	15,000	15,000	0	0			1
1017	22A13011		印刷費	240,450	240,450	0	0			1
1018	22A13012		家賃	700,728	700,728	0	0			6
1019	22A13013		家賃	500,520	500,520	0	0			6
1020	22A13014		郵送料	18,850	18,850	0	0			1
1021	22A13015	岡本　泰介	コピートナー代	43,050	43,050	0	0			6
1022	22A13016		パソコン	109,800	109,800	54,900	0			7
1023	22A13017		郵送料	14,220	14,220	0	0			1
1024	22A13018		給与	94,400	94,400	0	0			2
1025	22A13019		給与	76,800	76,800	0	0			2
1026	22A13020		給与	97,600	97,600	0	0			2
1027	22A13021		給与	84,800	84,800	0	0			2
1028	22A13022		給与	78,400	78,400	0	0			2
1029	22A13023		給与	99,600	99,600	0	0			2
1030	22A13024		給与	89,600	89,600	0	0			2
1031	22A13025		給与	86,400	86,400	0	0			2
1032	22A13026		給与	80,000	80,000	0	0			2
1033	22A13027		給与	75,600	75,600	0	0			2
1034	22A13028		給与	110,000	110,000	0	0			2
1035	22A13029		給与	196,800	196,800	0	0			2
1036	22A12001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1037	22A12002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1038	22A12003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1039	22A12004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1040	22A12005～22A12008		旅費・宿泊費	56,750	56,750	0	0			1
1041	22A12009		ガソリン代	13,040	13,040	0	0			3
1042	22A12010		ガソリン代	14,217	14,217	0	0			3
1043	22A12011		ガソリン代	11,425	11,425	0	0			3
1044	22A12012		ガソリン代	14,029	14,029	0	0			3
1045	22A12013		ガソリン代	10,514	10,514	0	0			3
1046	22A12014		ガソリン代	16,280	16,280	0	0			3
1047	22A12015		ガソリン代	11,798	11,798	0	0			3
1048	22A12016		会場費	19,000	19,000	0	0			1
1049	22A12017		新聞代	20,000	20,000	0	0			8
1050	22A12018		購読料	20,000	20,000	0	0			8
1051	22A12019		印刷費	121,800	121,800	0	0			1
1052	22A12020		郵送料	57,159	57,159	0	0			1
1053	22A12021		郵送料	122,256	122,256	0	0			1
1054	22A12022～22A12023		印刷費	166,425	166,425	0	0			1
1055	22A12024		印刷費	109,200	109,200	0	0			1
1056	22A12025		家賃	500,000	500,000	180,000	0			7,9
1057	22A12026		電気料金	11,369	11,369	5,685	0			7
1058	22A12027		電気料金	12,434	12,434	6,217	0			7
1059	22A12028		電気料金	15,197	15,197	7,599	0			7
1060	22A12029		電気料金	10,995	10,995	5,498	0			7
1061	22A12030		電気料金	14,026	14,026	7,013	0			7
1062	22A12031		備品・文具	67,073	67,073	33,537	0			7
1063	22A12032～22A12034	渡辺　吉幸	備品・文具	99,388	99,388	49,694	0			7
1064	22A12035		印刷費	14,858	14,858	0	0			1
1065	22A12036		文具	12,500	12,500	12,500	0		一部(12,500円)返還済	7
1066	22A12037		文具	10,563	10,563	5,282	0			7
1067	22A12038		電話料金	13,303	13,303	13,303	0		一部(13,303円)返還済	7
1068	22A12039		電話料金	10,080	10,080	5,040	0			7
1069	22A12040～22A12041		コピーカウンタ料	22,492	22,492	11,246	0			7
1070	22A12042～22A12043		コピーカウンタ料	14,546	14,546	7,273	0			7
1071	22A12044～22A12045		コピー機リース料	10,710	10,710	5,355	0			7
1072	22A12046～22A12047		コピー機リース料	10,710	10,710	5,355	0			7
1073	22A12048～22A12049		コピー機リース料	10,710	10,710	5,355	0			7
1074	22A12050～22A12051		コピー機リース料	10,710	10,710	5,355	0			7
1075	22A12052		給与	49,500	49,500	0	0			2
1076	22A12053		給与	46,500	46,500	0	0			2
1077	22A12054		給与	65,000	65,000	0	0			2
1078	22A12055		給与	78,000	78,000	0	0			2
1079	22A12056		給与	40,000	40,000	0	0			2
1080	22A12057		給与	55,000	55,000	0	0			2

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1081	22A12058		給与	44,500	44,500	0	0			2
1082	22A12059		給与	52,500	52,500	0	0			2
1083	22A12060		給与	53,750	53,750	0	0			2
1084	22A12061		給与	66,500	66,500	0	0			2
1085	22A12062		給与	63,000	63,000	0	0			2
1086	22A12063		給与	60,500	60,500	0	0			2
1087	22A12064		給与	64,000	64,000	0	0			2
1088	22A12065		給与	59,200	59,200	0	0			2
1089	22A12066	渡辺　吉幸	給与	63,600	63,600	0	0			2
1090	22A12067		給与	86,400	86,400	0	0			2
1091	22A12068		給与	62,400	62,400	0	0			2
1092	22A12069		給与	75,200	75,200	0	0			2
1093	22A12070		給与	64,800	64,800	0	0			2
1094	22A12071		給与	75,200	75,200	0	0			2
1095	22A12072		給与	53,000	53,000	0	0			2
1096	22A12073		給与	46,400	46,400	0	0			2
1097	22A12074		給与	46,000	46,000	0	0			2
1098	22A12075		給与	48,000	48,000	0	0			2
1099	22A11002		自民党県議団会費	360,000	360,000	0	0			1
1100	22A11004		印刷費	907,725	907,725	0	0			1
1101	22A11005		送料	523,055	523,055	0	0			1
1102	22A11006		ポスティング料	76,031	76,031	0	0			1
1103	22A11011		家賃	52,500	52,500	52,500	0			
1104	22A11012		家賃	157,500	157,500	157,500	0			
1105	22A11013		家賃	78,750	78,750	78,750	0			
1106	22A11015	小林　健伸	家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1107	22A11017		パソコン部品	12,785	12,785	12,785	0			
1108	22A11018		給与	300,000	300,000	0	0			2,6
1109	22A11019		給与	300,000	300,000	0	0			2,6
1110	22A11020		給与	300,000	300,000	0	0			2,6
1111	22A11021		給与	300,000	300,000	0	0			2,6
1112	22A11022		給与	300,000	300,000	0	0			2,6
1113	22A11023		給与	300,000	300,000	0	0			2,6
1114	22A10001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1115	22A10002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1116	22A10003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1117	22A10004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1118	22A10005 ～ 22A10006		大学院授業料	267,900	267,900	0	0			10
1119	22A10007 ～ 22A10008		大学院授業料	267,900	267,900	0	0			10
1120	22A10009		ガソリン代	11,169	11,169	0	0			4,5
1121	22A10010		ガソリン代	10,789	10,789	0	0			4,5
1122	22A10013 ～ 22A10014		印刷費	119,175	119,175	0	0			1
1123	22A10015		郵送料	23,000	23,000	0	0			1
1124	22A10016 ～ 22A10017		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1125	22A10018 ～ 22A10019		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1126	22A10020 ～ 22A10021		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1127	22A10022 ～ 22A10023	池本　敏朗	家賃	80,000	80,000	0	0			5
1128	22A10024 ～ 22A10025		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1129	22A10026 ～ 22A10027		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1130	22A10028 ～ 22A10029		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1131	22A10030 ～ 22A10031		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1132	22A10032 ～ 22A10033		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1133	22A10034 ～ 22A10035		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1134	22A10036 ～ 22A10037		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1135	22A10038 ～ 22A10039		家賃	80,000	80,000	0	0			5
1136	22A10040 ～ 22A10041		電気料金	12,355	12,355	0	0			1

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘要	項目
1137	22A10042～22A10043	池本 敏朗	電気料金	10,431	10,431	0	0			1
1138	22A10044～22A10045		電気料金	10,145	10,145	0	0			1
1139	22A10046～22A10047		電気料金	11,394	11,394	0	0			1
1140	22A10048～22A10049		電気料金	14,027	14,027	0	0			1
1141	22A10050～22A10051		電気料金	15,251	15,251	0	0			1
1142	22A10052～22A10053		電気料金	10,257	10,257	0	0			1
1143	22A10054～22A10055		電気料金	10,831	10,831	0	0			1
1144	22A10056～22A10057		電気料金	11,015	11,015	0	0			1
1145	22A10058～22A10059		電気料金	11,887	11,887	0	0			1
1146	22A10060～22A10061		電気料金	13,665	13,665	0	0			1
1147	22A10062		印刷費	38,220	38,220	0	0			1
1148	22A10063		パソコン	48,800	48,800	24,400	0			7
1149	22A10064～22A10065		アンプ・マイク	80,850	80,850	0	0			1
1150	22A10066		給与	80,000	80,000	0	0			2
1151	22A10067		給与	80,000	80,000	0	0			2
1152	22A10068		給与	80,000	80,000	0	0			2
1153	22A10069		給与	80,000	80,000	0	0			2
1154	22A10070		給与	80,000	80,000	0	0			2
1155	22A10071		給与	80,000	80,000	0	0			2
1156	22A10072		給与	80,000	80,000	0	0			2
1157	22A10073		給与	80,000	80,000	0	0			2
1158	22A10074		給与	80,000	80,000	0	0			2
1159	22A10075		給与	80,000	80,000	0	0			2
1160	22A10076		給与	80,000	80,000	0	0			2
1161	22A10077		給与	80,000	80,000	0	0			2
1162	22A10078		給与	40,000	40,000	0	0			2
1163	22A10079		給与	40,000	40,000	0	0			2
1164	22A10080		給与	40,000	40,000	0	0			2
1165	22A10081		給与	40,000	40,000	0	0			2
1166	22A10082		給与	40,000	40,000	0	0			2
1167	22A10083		給与	40,000	40,000	0	0			2
1168	22A10084		給与	40,000	40,000	0	0			2
1169	22A10085		給与	40,000	40,000	0	0			2
1170	22A10086		給与	40,000	40,000	0	0			2
1171	22A10087		給与	40,000	40,000	0	0			2
1172	22A10088		給与	40,000	40,000	0	0			2
1173	22A10089		給与	40,000	40,000	0	0			2
1174	22A09001	谷口 圭三	自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1175	22A09002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1176	22A09003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1177	22A09004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1178	22A09005		大学院授業料	267,900	267,900	0	0			10
1179	22A09006		航空運賃	31,200	31,200	0	0			1
1180	22A09007		航空運賃	30,200	30,200	0	0			1
1181	22A09008		印刷費	12,480	12,480	0	0			10
1182	22A09009		書籍	44,265	44,265	44,265	0			
1183	22A09010		書籍	44,265	44,265	44,265	0			
1184	22A09011		郵送料	63,495	63,495	0	0			1
1185	22A09012		印刷費	265,500	265,500	0	0			1
1186	22A09013		データ制作料	126,630	126,630	0	0			1
1187	22A09014		HP管理料	42,000	42,000	26,250	0			7
1188	22A09015		カートリッジ	30,996	30,996	17,220	0			7
1189	22A09016		アルバイト料	30,600	30,600	0	0			2
1190	22A09017		郵送料	384,610	384,610	0	0			1
1191	22A09018		郵送料	60,900	60,900	0	0			1
1192	22A09019		作業費用	26,250	26,250	0	0			1
1193	22A09020		印刷費	286,125	286,125	0	0			1
1194	22A09021		データ制作料	117,600	117,600	0	0			1
1195	22A09022		HP管理料	42,000	42,000	26,250	0			7
1196	22A09023		郵送料	373,535	373,535	0	0			1
1197	22A09024		プリンタ	33,600	33,600	33,600	0			
1198	22A09025		給与	50,000	50,000	0	0			2
1199	22A09026		給与	50,000	50,000	0	0			2
1200	22A09027		給与	50,000	50,000	0	0			2
1201	22A09028		給与	50,000	50,000	0	0			2
1202	22A09029		給与	50,000	50,000	0	0			2
1203	22A09030		給与	50,000	50,000	0	0			2
1204	22A09031		給与	50,000	50,000	0	0			2
1205	22A09032		給与	50,000	50,000	0	0			2

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘　要	項目
1206	22A09033	谷口　圭三	給与	50,000	50,000	0	0			2
1207	22A09034		給与	50,000	50,000	0	0			2
1208	22A09035		給与	50,000	50,000	0	0			2
1209	22A09036		給与	50,000	50,000	0	0			2
1210	22A08001	太田　正孝	自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1211	22A08002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1212	22A08003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1213	22A08004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1214	22A08005		切手	13,000	13,000	0	0			1
1215	22A08006		郵送料	15,748	15,748	0	0			1
1216	22A08007		会場費	42,300	42,300	0	0			1
1217	22A08008		郵送料	11,315	11,315	0	0			1
1218	22A08009		会場費	11,550	11,550	0	0			1,6
1219	22A08010		印刷費	24,150	24,150	0	0			1
1220	22A08011		郵送料	37,245	37,245	0	0			1
1221	22A08012		郵送料	15,827	15,827	0	0			1
1222	22A08013		郵送料	91,195	91,195	0	0			1
1223	22A08014		新聞代	22,020	22,020	0	0			8
1224	22A08015		切手	63,000	63,000	0	0			1
1225	22A08016		郵送料	94,820	94,820	0	0			1
1226	22A08017		郵送料	63,360	63,360	0	0			1
1227	22A08018		郵送料	33,768	33,768	0	0			1
1228	22A08019		郵送料	13,824	13,824	0	0			1
1229	22A08020		郵送料	19,440	19,440	0	0			1
1230	22A08021		郵送料	29,736	29,736	0	0			1
1231	22A08022		郵送料	39,600	39,600	0	0			1
1232	22A08023		郵送料	31,104	31,104	0	0			1
1233	22A08024		印刷費	124,950	124,950	0	0			1
1234	22A08025		タックシール	47,880	47,880	0	0			1
1235	22A08026		切手	29,700	29,700	0	0			1
1236	22A08027		印刷費	124,950	124,950	0	0			1
1237	22A08028		郵送料	10,656	10,656	0	0			1
1238	22A08029		郵送料	68,350	68,350	0	0			1
1239	22A08030		郵送料	110,955	110,955	0	0			1
1240	22A08031		郵送料	22,104	22,104	0	0			1
1241	22A08032		郵送料	16,272	16,272	0	0			1
1242	22A08033		郵送料	34,416	34,416	0	0			1
1243	22A08034		切手	54,000	54,000	0	0			1
1244	22A08035		切手	120,000	120,000	0	0			1
1245	22A08036		印刷費	150,150	150,150	0	0			1
1246	22A08037		郵送料	148,940	148,940	0	0			1
1247	22A08038		郵送料	43,338	43,338	0	0			1
1248	22A08039		郵送料	28,224	28,224	0	0			1
1249	22A08040		郵送料	31,248	31,248	0	0			1
1250	22A08041		郵送料	87,230	87,230	0	0			1
1251	22A08042～22A08049		家賃	264,000	264,000	264,000	0			
1252	22A08050		駐車場代	18,900	18,900	18,900	0			
1253	22A08051		駐車場代	18,900	18,900	18,900	0			
1254	22A08052		データ復旧費	15,750	15,750	15,750	0			
1255	22A08053		パソコン・プリンタ	74,791	74,791	74,791	0			
1256	22A08054		印刷機	157,500	157,500	157,500	0			
1257	22A08055		ハガキ	30,000	30,000	0	0			1
1258	22A08056		ハガキ	23,000	23,000	0	0			1
1259	22A08057		インターネット使用料	11,550	11,550	11,550	0			
1260	22A08058		給与	36,000	36,000	0	0			2
1261	22A08059		給与	47,600	47,600	0	0			2
1262	22A08060		給与	44,000	44,000	0	0			2
1263	22A08061		給与	44,800	44,800	0	0			2
1264	22A08062		給与	62,600	62,600	0	0			2
1265	22A08063		給与	59,600	59,600	0	0			2
1266	22A08064		給与	72,800	72,800	0	0			2
1267	22A08065		給与	76,600	76,600	0	0			2
1268	22A07001	青野　高陽	自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1269	22A07002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1270	22A07003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1271	22A07004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1272	22A07005		飲料代	17,280	17,280	0	0			1
1273	22A07006		飲料代	18,450	18,450	0	0			1
1274	22A07007		飲料代・茶菓子代	42,000	42,000	0	0			1,10
1275	22A07008		会場費	19,000	19,000	0	0			1
1276	22A07009		飲料代・運搬料	51,000	51,000	0	0			1
1277	22A07010		郵送料	87,048	87,048	0	0			1
1278	22A07011		郵送料	210,474	210,474	0	0			1
1279	22A07012		郵送料	50,668	50,668	0	0			1
1280	22A07013		郵送料	285,299	285,299	0	0			1
1281	22A07014		印刷費	107,200	107,200	0	0			1
1282	22A07015		印刷費・デザイン料	1,225,000	1,225,000	0	0			1
1283	22A07016		現像代	11,000	11,000	0	0			3
1284	22A07017		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1285	22A07018		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1286	22A07019		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1287	22A07020		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1288	22A07021		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1289	22A07022		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1290	22A07023		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1291	22A07024		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1292	22A07025		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1293	22A07026		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1294	22A07027		家賃	45,000	45,000	45,000	0			
1295	22A07028		家賃	45,000	45,000	45,000	0			

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘　　要	項目
1296	22A07029		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1297	22A07030		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1298	22A07031	青野　高陽	アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1299	22A07032		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1300	22A07033		アルバイト料	9,317	9,317	0	0			2
1301	22A06001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1302	22A06002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1303	22A06003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1304	22A06004		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1305	22A06005		ガソリン代	13,195	13,195	0	0			3
1306	22A06006		ガソリン代	34,790	34,790	0	0			3
1307	22A06007		機材レンタル料	42,000	42,000	0	0			1
1308	22A06008		地図	10,657	10,657	0	0			10
1309	22A06009		HP管理料	25,000	25,000	0	0			2
1310	22A06010		プロバイダ料	11,550	11,550	0	0			2
1311	22A06011		デザイン料	107,625	107,625	0	0			1
1312	22A06012		印刷費	44,625	44,625	0	0			1
1313	22A06013		印刷費	157,500	157,500	0	0			1
1314	22A06014		印刷費	26,250	26,250	0	0			1
1315	22A06015		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1316	22A06016		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1317	22A06017		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1318	22A06018		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1319	22A06019		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1320	22A06020		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1321	22A06021		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1322	22A06022		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1323	22A06023		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1324	22A06024		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1325	22A06025		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1326	22A06026		家賃	17,500	17,500	17,500	0			
1327	22A06027		電気料金	10,686	10,686	10,686	0			
1328	22A06028		電気料金	13,002	13,002	13,002	0			
1329	22A06029		パソコン・プリンタ他	101,840	101,840	101,840	0			
1330	22A06030		事務用品	46,333	46,333	0	0			3,4
1331	22A06031		事務用品	25,580	25,580	0	0			3,4
1332	22A06032		携帯電話代	10,238	10,238	10,238	0			
1333	22A06033		携帯電話代	12,657	12,657	12,657	0			
1334	22A06034		携帯電話代	12,725	12,725	12,725	0			
1335	22A06035		携帯電話代	13,666	13,666	13,666	0			
1336	22A06036		携帯電話代	12,173	12,173	12,173	0			
1337	22A06037		携帯電話代	13,369	13,369	13,369	0			
1338	22A06038	江本　公一	携帯電話代	12,647	12,647	12,647	0			
1339	22A06039		電話料金	18,931	18,931	18,931	0			
1340	22A06040		給与	100,000	100,000	0	0			2
1341	22A06041		給与	100,000	100,000	0	0			2
1342	22A06042		給与	100,000	100,000	0	0			2
1343	22A06043		給与	100,000	100,000	0	0			2
1344	22A06044		給与	100,000	100,000	0	0			2
1345	22A06045		給与	100,000	100,000	0	0			2
1346	22A06046		給与	100,000	100,000	0	0			2
1347	22A06047		給与	100,000	100,000	0	0			2
1348	22A06048		給与	100,000	100,000	0	0			2
1349	22A06049		給与	100,000	100,000	0	0			2
1350	22A06050		給与	100,000	100,000	0	0			2
1351	22A06051		給与	100,000	100,000	0	0			2
1352	22A06052		給与	16,000	16,000	0	0			2
1353	22A06053		給与	16,000	16,000	0	0			2
1354	22A06054		給与	16,000	16,000	0	0			2
1355	22A06055		給与	16,000	16,000	0	0			2
1356	22A06056		給与	16,000	16,000	0	0			2
1357	22A06057		給与	16,000	16,000	0	0			2
1358	22A06058		給与	16,000	16,000	0	0			2
1359	22A06059		給与	16,000	16,000	0	0			2
1360	22A06060		給与	16,000	16,000	0	0			2
1361	22A06061		給与	16,000	16,000	0	0			2
1362	22A06062		給与	16,000	16,000	0	0			2
1363	22A06063		給与	16,000	16,000	0	0			2
1364	22A06064		給与	15,000	15,000	0	0			2
1365	22A06065		給与	15,000	15,000	0	0			2
1366	22A06066		給与	15,000	15,000	0	0			2
1367	22A06067		給与	15,000	15,000	0	0			2
1368	22A06068		給与	15,000	15,000	0	0			2
1369	22A06069		給与	15,000	15,000	0	0			2
1370	22A06070		給与	15,000	15,000	0	0			2
1371	22A06071		給与	15,000	15,000	0	0			2
1372	22A06072		給与	15,000	15,000	0	0			2
1373	22A06073		給与	15,000	15,000	0	0			2
1374	22A06074		給与	15,000	15,000	0	0			2
1375	22A06075		給与	15,000	15,000	0	0			2
1376	22A05001		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1377	22A05002		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1378	22A05003		自民党県議団会費	90,000	90,000	0	0			1
1379	22A05004		印刷費	165,900	165,900	0	0			1
1380	22A05005		郵送料	20,735	20,735	0	0			1
1381	22A05006	中塚　周一	印刷費	64,050	64,050	0	0			1
1382	22A05007		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1383	22A05008		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1384	22A05009		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1385	22A05010		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1386	22A05011		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1387	22A05012		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘　要	項目
1388	22A05013	中塚　周一	HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1389	22A05014		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1390	22A05015		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1391	22A05016		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1392	22A05017		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1393	22A05018		HP管理料	15,750	15,750	7,875	0			7
1394	22A05019		印刷費	26,775	26,775	0	0			1
1395	22A05020		印刷費	559,650	559,650	0	0			1
1396	22A05021		印刷費	77,175	77,175	0	0			1
1397	22A05022		電気料金	14,701	14,701	14,701	0			
1398	22A05023		電気料金	14,015	14,015	14,015	0			
1399	22A05024		電気料金	10,504	10,504	10,504	0			
1400	22A05025		郵送料	123,545	123,545	0	0			1
1401	22A05026		郵送料	97,950	97,950	0	0			1
1402	22A05027		郵送料	26,025	26,025	0	0			1
1403	22A05028		郵送料	145,950	145,950	0	0			1
1404	22A05029		郵送料	46,275	46,275	0	0			1
1405	22A05030		切手・郵送料	20,880	20,880	0	0			1
1406	22A05031		切手	12,720	12,720	0	0			1
1407	22A05032		印刷費	211,050	211,050	0	0			1
1408	22A05033		郵送料	135,975	135,975	0	0			1
1409	22A05034		郵送料	32,500	32,500	0	0			1
1410	22A05035		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1411	22A05036		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1412	22A05037		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1413	22A05038		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1414	22A05039		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1415	22A05040		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1416	22A05041		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1417	22A05042		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1418	22A05043		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1419	22A05044		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1420	22A05045		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1421	22A05046		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1422	22A05047		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1423	22A05048		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1424	22A05049		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1425	22A05050		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1426	22A05051		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1427	22A05052		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1428	22A05053		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1429	22A05054		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1430	22A05055		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1431	22A05056		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1432	22A05057		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1433	22A05058		アルバイト料	50,000	50,000	0	0			2
1434	22A05059		アルバイト料	28,900	28,900	0	0			2
1435	22A05060		アルバイト料	37,400	37,400	0	0			2
1436	22A05061		アルバイト料	43,800	43,800	0	0			2
合　計			1,436件	101,629,338	101,598,458	6,701,832	30,880			1,282件

【民主・県民クラブ】

（単位：円）

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1437	22A44001～44003	鈴木　一茂	会派会費	282,692	282,692	153,494	0			7
1438	22A44004		入会金・会費	69,000	69,000	0	0			10
1439	22A44005		乗車券代	14,000	14,000	14,000	0			
1440	22A44006		乗車券代	14,000	14,000	14,000	0			
1441	22A44007～44008		乗車券代	28,000	28,000	28,000	0			
1442	22A44009		会費	32,000	32,000	0	0			10
1443	22A44010～44011		郵送料負担金	71,600	71,600	71,600	0			
1444	22A44012～44013		郵送料負担金	62,335	62,335	62,335	0			
1445	22A44014～44015		郵送料負担金	62,755	62,755	62,755	0			
1446	22A44016～44017		郵送料負担金	62,335	62,335	62,335	0			
1447	22A44018～44019		郵送料負担金	62,475	62,475	62,475	0			
1448	22A44020～44021		郵送料負担金	70,040	70,040	70,040	0			
1449	22A44022～44023		郵送料負担金	69,360	69,360	69,360	0			
1450	22A44024～44025		郵送料負担金	60,410	60,410	60,410	0			
1451	22A44026～44027		郵送料負担金	60,235	60,235	60,235	0			
1452	22A44028～44029		郵送料負担金	68,960	68,960	68,960	0			
1453	22A44030～44031		郵送料負担金	60,550	60,550	60,550	0			
1454	22A44032～44033		郵送料負担金	60,585	60,585	60,585	0			
1455	22A44034		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1456	22A44035		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1457	22A44036		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1458	22A44037		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1459	22A44038		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1460	22A44039		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1461	22A44040		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1462	22A44041		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1463	22A44042		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1464	22A44043		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1465	22A44044		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1466	22A44045		事務員報酬	30,000	30,000	0	0			1
1467	22A38001～38003	住吉　良久	会派会費	282,692	282,692	153,494	0			7
1468	22A38004		ガソリン代	10,790	10,790	0	0		一部(2,100円)返還済	3
1469	22A38005		ガソリン代	11,016	11,016	0	0			3
1470	22A38006		ガソリン代	13,552	13,552	0	0			3
1471	22A38007		ガソリン代	15,965	15,965	0	0			3
1472	22A38008		ガソリン代	12,268	12,268	0	0			3
1473	22A38009		ガソリン代	12,435	12,435	0	0			3
1474	22A38010		ガソリン代	8,223	8,223	0	0		一部(3,550円)返還済	3
1475	22A38011		ガソリン代	18,486	18,486	0	0			3
1476	22A38012		ガソリン代	16,347	16,347	0	0			3
1477	22A38013		郵送料	93,795	93,795	0	0			1
1478	22A38014		郵送料	33,215	33,215	0	0			1
1479	22A38015		郵送料	44,818	44,818	0	0			1
1480	22A38016		郵送料	247,488	247,488	0	0			1
1481	22A38017		印刷代	276,570	276,570	0	0		一部(8,852円)返還済	1
1482	22A38018		郵送料	10,870	10,870	0	0			1
1483	22A38019		プリンター代	31,815	31,815	31,815	0			
1484	22A38020		トナー代	12,600	12,600	0	0			10
1485	22A38021		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1486	22A38022		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1487	22A38023		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1488	22A38024		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1489	22A38025		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1490	22A38026		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1491	22A38027		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1492	22A38028		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1493	22A38029		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1494	22A38030		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1495	22A38031		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1496	22A38032		人件費	100,000	100,000	0	0			2
1497	22A37001～37003	長瀬　泰志	会派会費	282,692	282,692	153,494	0			7
1498	22A37004		印刷代	399,000	399,000	199,500	0			7
1499	22A37005		印刷代	399,000	399,000	199,500	0			7

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1500	22A37006		印刷代	399,000	399,000	199,500	0			7
1501	22A37007		印刷代	399,000	399,000	199,500	0			7
1502	22A37008		茶菓子	19,966	19,966	0	0			1,10
1503	22A37009		茶菓子	14,752	14,752	0	0			1,10
1504	22A37010		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1505	22A37011		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1506	22A37012		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1507	22A37013	長瀬　泰志	秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1508	22A37014		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1509	22A37015		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1510	22A37016		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1511	22A37017		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1512	22A37018		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1513	22A37019		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1514	22A37020		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1515	22A37021		秘書手当	30,000	30,000	15,000	0			7
1516	22A23001 ～23003		会派会費	282,692	282,692	153,494	0			7
1517	22A23004		封筒印刷代	45,150	45,150	7,731	0			1,7,9
1518	22A23005		印刷代	163,800	163,800	28,048	0			7,9
1519	22A23006		印刷代	197,400	197,400	33,801	0			7,9
1520	22A23007		封筒印刷代	87,150	87,150	0	0			1,9
1521	22A23008		印刷代	378,000	378,000	0	0			9
1522	22A23009		名刺印刷代	23,100	23,100	0	0			10
1523	22A23010		封筒印刷代	26,250	26,250	4,495	0			1,7,9
1524	22A23011		印刷代	157,500	157,500	26,969	0			7,9
1525	22A23012		封筒印刷代	26,250	26,250	4,495	0			1,7,9
1526	22A23013		郵送料	121,905	121,905	20,874	0			7,9
1527	22A23014		郵送料	22,750	22,750	3,896	0			7,9
1528	22A23015		郵送料	19,695	19,695	3,372	0			7,9
1529	22A23016		郵送料	12,480	12,480	2,137	0			7,9
1530	22A23017		郵送料	25,740	25,740	4,408	0			7,9
1531	22A23018		郵送料	10,530	10,530	1,803	0			7,9
1532	22A23019		郵送料	16,310	16,310	2,793	0			7,9
1533	22A23020		切手代	16,950	16,950	0	0			9
1534	22A23021		郵送料	48,240	48,240	0	0			9
1535	22A23022		郵送料	113,150	113,150	0	0			9
1536	22A23023		郵送料	170,750	170,750	0	0			9
1537	22A23024		郵送料	357,750	357,750	0	0			9
1538	22A23025		郵送料	463,850	463,850	0	0			9
1539	22A23026		郵送料	74,850	74,850	0	0			9
1540	22A23027		郵送料	37,014	37,014	0	0			9
1541	22A23028		郵送料	53,444	53,444	0	0			9
1542	22A23029		郵送料	42,966	42,966	0	0			9
1543	22A23030	三原　誠介	郵送料	26,080	26,080	0	0			9
1544	22A23031		切手代	24,000	24,000	4,110	0			7,9
1545	22A23032		郵送料	106,850	106,850	18,296	0			7,9
1546	22A23033		郵送料	24,310	24,310	4,163	0			7,9
1547	22A23034		郵送料	28,015	28,015	4,797	0			7,9
1548	22A23035		郵送料	52,950	52,950	9,067	0			7,9
1549	22A23036		郵送料	28,148	28,148	4,820	0			7,9
1550	22A23037		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1551	22A23038		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1552	22A23039		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1553	22A23040		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1554	22A23041		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1555	22A23042		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1556	22A23043		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1557	22A23044		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1558	22A23045		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1559	22A23046		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1560	22A23047		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1561	22A23048		土地代	12,500	12,500	12,500	0			
1562	22A23049		土地代	30,000	30,000	30,000	0			
1563	22A23050		土地代	90,000	90,000	90,000	0			
1564	22A23051		土地代	90,000	90,000	90,000	0			
1565	22A23052		土地代	60,000	60,000	60,000	0			
1566	22A23053		土地代	90,000	90,000	90,000	0			
1567	22A23054		事務所電話代	19,617	19,617	19,617	0			
1568	22A23055		コピー機リース代	9,020	9,020	0	0			6
1569	22A23055		コピー機リース代	5,018	5,018	0	0			6
1570	22A23055		コピー機リース代	19,828	19,828	0	0			6
1571	22A18001 ～18003		会派会費	282,692	282,692	153,494	0			7
1572	22A18004		乗車券代	31,680	31,680	0	0			10
1573	22A18007	横田　えつこ	乗車券代	26,480	26,480	26,480	0			
1574	22A18008		乗車券代	29,660	29,660	29,660	0			
1575	22A18009		購読料	23,000	23,000	0	0			2,8
1576	22A18010		会費	20,000	20,000	0	0			10

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1577	22A18011～18012	横田 えつこ	利用料	126,000	126,000	126,000	0			
1578	22A18013		購読料	22,200	22,200	22,200	0			
1579	22A18014		購読料、年会費	12,080	12,080	0	0			10
1580	22A18015		購読料	7,000	7,000	7,000	0		一部(5,000円)返還済	10
1581	22A18016		購読料	10,400	10,400	10,400	0			
1582	22A18017		メール便代	57,400	57,400	57,400	0			
1583	22A18018		印刷･折り代	399,000	399,000	199,500	0			7
1584	22A18019		メール便代	57,200	57,200	57,200	0			
1585	22A18020		印刷･折り代	399,000	399,000	199,500	0			7
1586	22A18021		メール便代	86,600	86,600	86,600	0			
1587	22A18022		印刷･折り代	399,000	399,000	199,500	0			7
1588	22A18023		メール便代	87,560	87,560	87,560	0			
1589	22A18024		印刷･折り代	294,000	294,000	147,000	0			7
1590	22A18025		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1591	22A18026		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1592	22A18027		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1593	22A18028		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1594	22A18029		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1595	22A18030		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1596	22A18031		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1597	22A18032		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1598	22A18033		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1599	22A18034		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1600	22A18035		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1601	22A18036		家賃	26,250	26,250	26,250	0			
1602	22A18037		文具代	10,602	10,602	10,602	0			
1603	22A18038		文具代	11,905	11,905	11,905	0			
1604	22A18039		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1605	22A18040		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1606	22A18041		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1607	22A18042		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1608	22A18043		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1609	22A18044		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1610	22A18045		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1611	22A18046		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1612	22A18047		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1613	22A18048		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1614	22A18049		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1615	22A18050		賃金	38,000	38,000	38,000	0			
1616	22A18051		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1617	22A18052		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1618	22A18053		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1619	22A18054		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1620	22A18055		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1621	22A18056		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1622	22A18057		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1623	22A18058		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1624	22A18059		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1625	22A18060		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1626	22A18061		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1627	22A18062		賃金	50,000	50,000	50,000	0			
1628	22A04001～04003	岡田 幹司	会派会費	282,692	282,692	153,494	0			7
1629	22A04004		乗車券代	10,700	10,700	10,700	0			
1630	22A04005		書籍代	15,120	15,120	15,120	0			
1631	22A04006		購読料	12,600	12,600	12,600	0			
1632	22A04007		購読料	15,855	15,855	15,855	0			
1633	22A04008		購読料	15,855	15,855	15,855	0			
1634	22A04009		購読料	15,855	15,855	15,855	0			
1635	22A04010		購読料	15,855	15,855	15,855	0			
1636	22A04011		購読料	11,760	11,760	11,760	0			
1637	22A04012		書籍代	14,115	14,115	14,115	0			
1638	22A04013		教育新聞代	10,490	10,490	10,490	0			
1639	22A04014		郵送料	12,600	12,600	0	0			9
1640	22A04015		郵送料	21,225	21,225	0	0			9
1641	22A04016		郵送料	23,738	23,738	0	0			9
1642	22A04017		郵送料	27,450	27,450	0	0			9
1643	22A04018		郵送料	96,960	96,960	0	0			9
1644	22A04019		郵送料	19,643	19,643	0	0			9
1645	22A04020		郵送料	22,538	22,538	0	0			9
1646	22A04021		郵送料	91,125	91,125	0	0			9
1647	22A04022		郵送料	11,250	11,250	0	0			9
1648	22A04023		郵送料	30,980	30,980	0	0			9
1649	22A04024		郵送料	16,613	16,613	0	0			9
1650	22A04025		郵送料	16,943	16,943	0	0			9
1651	22A04026		印刷代	48,510	48,510	0	0			9
1652	22A04027		印刷代	56,595	56,595	0	0			9
1653	22A04028		印刷代	181,913	181,913	0	0			9
1654	22A04029		書庫代	18,900	18,900	9,450	0			7

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1655	22A04030	岡田　幹司	パソコン代	48,765	48,765	48,765	0			
1656	22A04031		コピー利用料	11,166	11,166	0	0			6
1657	22A04031		コピー利用料	27,235	27,235	0	0			6
1658	22A04031		コピー利用料	115,908	115,908	0	0			6
1659	22A04032		秘書手当	85,000	85,000	85,000	0			
1660	22A04033		秘書手当	85,000	85,000	85,000	0			
1661	22A04034		秘書手当	85,000	85,000	85,000	0			
1662	22A04035		秘書手当	85,000	85,000	85,000	0			
1663	22A04036		秘書手当	85,000	85,000	85,000	0			
1664	22A04037		秘書手当	85,000	85,000	85,000	0			
1665	22A04038		秘書手当	85,000	85,000	85,000	0			
1666	22A04039		秘書手当	85,000	85,000	85,000	0			
1667	22A04040		秘書手当	100,000	100,000	85,000	0			9
1668	22A04041		秘書手当	100,000	100,000	85,000	0			9
1669	22A04042		秘書手当	100,000	100,000	85,000	0			9
1670	22A04043		秘書手当	100,000	100,000	85,000	0			9
1671	22A03001～03003	高原　俊彦	会派会費	282,692	282,692	153,494	0			7
1672	22A03004～03007		利用料	31,500	31,500	31,500	0			
1673	22A03004～03007		利用料	15,750	15,750	15,750	0			
1674	22A03008～03009		印刷代	98,700	98,700	0	0			9
1675	22A03008～03009		印刷代	189,000	189,000	0	0			9
1676	22A03010～03012		家賃	35,000	35,000	0	0			9
1677	22A03010～03012		家賃	70,000	70,000	0	0			9
1678	22A03010～03012		家賃	35,000	35,000	0	0			9
1679	22A03013～03016		携帯電話代	12,211	12,211	8,140	0			7
1680	22A03013～03016		携帯電話代	11,910	11,910	7,940	0			7
1681	22A03013～03016		携帯電話代	10,446	10,446	6,964	0			7
1682	22A02001～02003	一井　暁子	会派会費	282,692	282,692	153,494	0			7
1683	22A02004		新聞代	24,670	24,670	29,604	0			
1684	22A02005～02006		書籍代	12,985	12,985	12,985	0			
1685	22A02007～02008		利用料	15,750	15,750	15,750	0			
1686	22A02009～02010		利用料	15,750	15,750	15,750	0			
1687	22A02011～02012		書籍代	10,190	10,190	10,190	0			
1688	22A02013～02014		購読料	12,600	12,600	25,200	0			
1689	22A02015～02016		書籍代	10,060	10,060	10,060	0			
1690	22A02017～02018		書籍代	12,369	12,369	12,369	0			
1691	22A02019～02020		書籍代	26,124	26,124	26,124	0			
1692	22A02021～02022		利用料	15,750	15,750	15,750	0			
1693	22A02023～02024		利用料	15,750	15,750	15,750	0			
1694	22A02025		デザイン料	105,000	105,000	52,500	0			7
1695	22A02026		印刷・折り代	105,193	105,193	289,586	0			
1696	22A02027		発送料	980,784	980,784	280,224	0			7,9
1697	22A02028		デザイン料	105,000	105,000	52,500	0			7
1698	22A02029		発送料	1,164,072	1,164,072	332,592	0			7,9
1699	22A02030		印刷・折り代	93,392	93,392	257,100	0			
1700	22A02031		HP更新料	441,000	441,000	220,500	0			1,7
1701	22A02032		家賃	36,400	36,400	36,400	0			
1702	22A02033		家賃	47,500	47,500	47,500	0			
1703	22A02034		家賃	47,500	47,500	47,500	0			
1704	22A02035		家賃	47,500	47,500	47,500	0			
1705	22A02036		家賃	47,500	47,500	47,500	0			
1706	22A02037		家賃	47,500	47,500	47,500	0			
1707	22A02038		家賃	47,500	47,500	47,500	0			
1708	22A02039		家賃	47,500	47,500	47,500	0			
1709	22A02040		家賃	47,500	47,500	47,500	0			
1710	22A02041		人件費	80,325	80,325	80,325	0			
1711	22A02042		人件費	76,500	76,500	76,500	0			
1712	22A02043		人件費	84,150	84,150	84,150	0			
合　計			276件	21,111,317	21,111,317	10,053,229	0			149件

【公明党岡山県議団】

(単位:円)

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘要	項目
1713	22A42001		団費	520,961	520,961	324,623	0			7
1714	22A42002		会費	12,210	12,210	0	0			10
1715	22A42003		購読料	55,000	55,000	55,000	0			
1716	22A42004		購読料	50,925	50,925	50,925	0			
1717	22A42005		購読料	67,305	67,305	67,305	0			
1718	22A42006		購読料	88,530	88,530	88,530	0			
1719	22A42007		新聞代	36,084	36,084	0	0			8
1720	22A42008		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1721	22A42009		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1722	22A42010		印刷代	92,400	92,400	46,200	0			7
1723	22A42011		HP管理料	52,500	52,500	52,500	0			
1724	22A42012		レンタルサーバー代	15,750	15,750	15,750	0			
1725	22A42013	高橋　英士	家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1726	22A42014		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1727	22A42015		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1728	22A42016		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1729	22A42017		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1730	22A42018		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1731	22A42019		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1732	22A42020		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1733	22A42021		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1734	22A42022		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1735	22A42023		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1736	22A42024		家賃	30,000	30,000	30,000	0			
1737	22A41001		団費	520,961	520,961	324,623	0			7
1738	22A41002		購読料	12,600	12,600	12,600	0			
1739	22A41003		購読料	25,200	25,200	25,200	0			
1740	22A41004		購読料	88,530	88,530	88,530	0			
1741	22A41005		購読料	33,915	33,915	33,915	0			
1742	22A41006		購読料	33,915	33,915	33,915	0			
1743	22A41007 ～ 22A41008		購読料	15,750	15,750	15,750	0			
1744	22A41009		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1745	22A41010		購読料	15,720	15,720	15,720	0			
1746	22A41011		購読料	15,720	15,720	15,720	0			
1747	22A41012		購読料	31,500	31,500	31,500	0			
1748	22A41013		購読料	18,900	18,900	18,900	0			
1749	22A41014		新聞代	36,084	36,084	0	0			8
1750	22A41015		新聞代	42,816	42,816	0	0			8
1751	22A41016		印刷代	88,200	88,200	44,100	0			7
1752	22A41017		印刷代	21,000	21,000	10,500	0			7
1753	22A41018		印刷代	27,300	27,300	13,650	0			7
1754	22A41019		印刷代	57,750	57,750	28,875	0			7
1755	22A41020		印刷代	46,200	46,200	23,100	0			7
1756	22A41021		印刷代	59,850	59,850	29,925	0			7
1757	22A41022		印刷代	57,750	57,750	28,875	0			7
1758	22A41023		印刷代	59,850	59,850	29,925	0			7
1759	22A41024		印刷代	57,750	57,750	28,875	0			7
1760	22A41025		郵送料	68,805	68,805	34,403	0			7
1761	22A41026	景山　貢明	郵送料	31,070	31,070	15,535	0			7
1762	22A41027		郵送料	27,560	27,560	13,780	0			7
1763	22A41028		郵送料	27,300	27,300	13,650	0			7
1764	22A41029		郵送料	30,875	30,875	15,438	0			7
1765	22A41030		郵送料	67,180	67,180	33,590	0			7
1766	31A41031		郵送料	29,965	29,965	14,983	0			7
1767	22A41032		郵送料	27,560	27,560	13,780	0			7
1768	22A41033		郵送料	63,980	63,980	31,990	0			7
1769	22A41034		郵送料	62,885	62,885	31,443	0			7
1770	22A41035		郵送料	27,170	27,170	13,585	0			7
1771	22A41036		郵送料	29,575	29,575	14,788	0			7
1772	22A41037		HP管理料	40,950	40,950	40,950	0			
1773	22A41038		HP管理料	10,710	10,710	10,710	0			
1774	22A41039		HP管理料	10,710	10,710	10,710	0			
1775	22A41040		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1776	22A41041		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1777	22A41042		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1778	22A41043		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1779	22A41044		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1780	22A41045		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1781	22A41046		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1782	22A41047		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1783	22A41048		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1784	22A41049		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1785	22A41050		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1786	22A41051		事務委託料	30,525	30,525	15,263	0			7
1787	22A41052		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1788	22A41053		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1789	22A41054		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1790	22A41055		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1791	22A41056		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1792	22A41057		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1793	22A41058		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1794	22A41059		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1795	22A41060		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1796	22A41061		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1797	22A41062		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1798	22A41063		事務委託料	20,000	20,000	10,000	0			7
1799	22A41064	景山　貢明	家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1800	22A41065		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1801	22A41066		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1802	22A41067		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1803	22A41068		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1804	22A41069		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1805	22A41070		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1806	22A41071		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1807	22A41072		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1808	22A41073		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1809	22A41074		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1810	22A41075		家賃	33,337	33,337	33,337	0			
1811	22A39001		団費	520,961	520,961	324,623	0			7
1812	22A39002		航空券	29,200	29,200	29,200	0			
1813	22A39003 ～ 22A39004		宿泊代	10,600	10,600	10,600	0			
1814	22A39005		航空券	32,200	32,200	32,200	0			
1815	22A39006		宿泊代	13,990	13,990	13,990	0			
1816	22A39007		航空券	13,100	13,100	13,100	0			
1817	22A39008		航空券	16,600	16,600	16,600	0			
1818	22A39009		宿泊代	13,990	13,990	13,990	0			
1819	22A39010		航空券	29,200	29,200	29,200	0			
1820	22A39011		航空券	42,000	42,000	42,000	0			
1821	22A39012 ～ 22A39013		宿泊代	12,000	12,000	12,000	0		請求人記載の整理番号は誤り	
1822	22A39014		乗車券類	11,010	11,010	11,010	0			
1823	22A39015		航空券	11,600	11,600	11,600	0			
1824	22A39016		航空券	11,600	11,600	11,600	0			
1825	22A39017		宿泊代	12,990	12,990	12,990	0			
1826	22A39018		新聞代	36,084	36,084	0	0			8
1827	22A39019	山田　総一郎	購読料	20,000	20,000	0	0			8
1828	22A39020		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1829	22A39021		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1830	22A39022		PCサポート料	60,000	60,000	0	0			1
1831	22A39023		家賃	37,552	37,552	37,552	0			
1832	22A39024		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1833	22A39025		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1834	22A39026		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1835	22A39027		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1836	22A39028		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1837	22A39029		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1838	22A39030		家賃	37,552	37,552	37,552	0			
1839	22A39031		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1840	22A39032		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1841	22A39033		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1842	22A39034		家賃	37,500	37,500	37,500	0			
1843	22A39035 ～ 22A39036		PCリース代	39,375	39,375	0	0			1
1844	22A39037		携帯電話料	20,706	20,706	20,706	0			
1845	22A22001		団費	520,961	520,961	324,623	0			7
1846	22A22002		交通費，宿泊費	35,460	35,460	35,460	0			
1847	22A22003		乗車券類	27,100	27,100	27,100	0			
1848	22A22004		調査委託費	430,500	430,500	430,500	0			
1849	22A22005		調査委託費	387,450	387,450	387,450	0			
1850	22A22006		調査委託費	346,500	346,500	346,500	0			
1851	22A22007		新聞代	17,616	17,616	0	0			8
1852	22A22008		新聞代	36,084	36,084	0	0			8
1853	22A22009	吉田　政司	購読料	15,750	15,750	15,750	0			
1854	22A22010		新聞代	78,900	78,900	0	0			8
1855	22A22011		購読料	25,200	25,200	25,200	0			
1856	22A22012		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1857	22A22013		購読料	15,750	15,750	15,750	0			
1858	22A22014		購読料	20,000	20,000	0	0			8
1859	22A22015		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1860	22A22016		購読料	30,600	30,600	30,600	0			
1861	22A22017		家賃	75,000	75,000	75,000	0			
1862	22A22018		家賃	75,000	75,000	75,000	0			

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘　　要	項目
1863	22A22019	吉田　政司	家賃	75,000	75,000	75,000	0			
1864	22A22020		家賃	75,000	75,000	75,000	0			
1865	22A22021		ﾊﾟｿｺﾝ代	40,582	40,582	40,582	0			
1866	22A22022		トナー代	22,312	22,312	22,312	0			
1867	22A22023		デジタルカメラ	12,337	12,337	12,337	0			
1868	22A19001	増川　英一	団費	520,961	520,961	324,623	0			7
1869	22A19002		交通費，宿泊費	35,460	35,460	35,460	0			
1870	22A19003		航空券	48,000	48,000	48,000	0			
1871	22A19004		調査委託費	20,000	20,000	20,000	0			
1872	22A19005		調査委託費	152,250	152,250	152,250	0			
1873	22A19006		調査委託費	50,000	50,000	50,000	0			
1874	22A19007		購読料	25,200	25,200	25,200	0			
1875	22A19008		購読料	31,125	31,125	31,125	0			
1876	22A19009		新聞代	22,020	22,020	0	0			8
1877	22A19010		購読料	55,000	55,000	55,000	0			
1878	22A19011		新聞代	30,000	30,000	0	0			8
1879	22A19012		新聞代	21,408	21,408	0	0			8
1880	22A19013		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1881	22A19014		購読料	15,750	15,750	15,750	0			
1882	22A19015		購読料	16,170	16,170	16,170	0			
1883	22A19016		購読料	10,500	10,500	10,500	0			
1884	22A19017		HP管理料	150,000	150,000	150,000	0			
1885	22A19018		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1886	22A19019		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1887	22A19020		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1888	22A19021		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1889	22A19022		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1890	22A19023		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1891	22A19024		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1892	22A19025		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1893	22A19026		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1894	22A19027		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1895	22A19028		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
1896	22A19029		家賃	22,500	22,500	22,500	0			
合　計			184件	9,655,181	9,655,181	7,330,681	0			66件

【日本共産党岡山県議会議員団】

（単位:円）

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1897	22A40001 ~ 22A40002		団会費	546,817	546,817	431,594	0			7
1898	22A40003		ガソリン代	14,021	14,021	14,021	0			
1899	22A40004		ガソリン代	15,743	15,743	15,743	0			
1900	22A40005		ガソリン代	12,015	12,015	12,015	0			
1901	22A40006		ガソリン代	11,854	11,854	11,854	0			
1902	22A40007		ガソリン代	11,881	11,881	11,881	0			
1903	22A40008		ガソリン代	12,030	12,030	12,030	0			
1904	22A40009		ガソリン代	11,724	11,724	11,724	0			
1905	22A40010		ガソリン代	13,247	13,247	13,247	0			
1906	22A40011 ~ 22A40012		購読料	63,735	63,735	63,735	0			
1907	22A40013 ~ 22A40014		購読料	63,525	63,525	63,525	0			
1908	22A40015		調査委託費	500,000	500,000	500,000	0			
1909	22A40016		調査委託費	500,000	500,000	500,000	0			
1910	22A40017		交通費	14,320	14,320	0	0			6
1911	22A40018		交通費	14,320	14,320	14,320	0			
1912	22A40019		交通費	12,520	12,520	12,520	0			
1913	22A40020		交通費	13,610	13,610	13,610	0			
1914	22A40021		交通費	14,990	14,990	14,990	0			
1915	22A40022		交通費	14,250	14,250	14,250	0			
1916	22A40023		パネル代	10,500	10,500	0	0			10
1917	22A40024		パネル代	13,125	13,125	0	0			10
1918	22A40025	武田　英夫	印刷代	71,053	71,053	53,025	0			7
1919	22A40026		印刷代	88,893	88,893	53,550	0			7
1920	22A40027		印刷代	22,538	22,538	13,913	0			7
1921	22A40028		印刷代	85,847	85,847	50,558	0			7
1922	22A40029		印刷代	47,880	47,880	25,200	0			7
1923	22A40030		郵送代	16,026	16,026	11,960	0			7
1924	22A40031		郵送代	16,026	16,026	11,960	0			7
1925	22A40032		郵送代	20,294	20,294	15,145	0			7
1926	22A40033		郵送代	27,504	27,504	15,113	0			7
1927	22A40034		郵送代	21,708	21,708	11,928	0			7
1928	22A40035		郵送代	21,767	21,767	11,960	0			7
1929	22A40036		郵送代	25,691	25,691	15,113	0			7
1930	22A40037		郵送代	20,166	20,166	11,863	0			7
1931	22A40038		郵送代	20,332	20,332	11,960	0			7
1932	22A40039		郵送代	45,172	45,172	23,775	0			7
1933	22A40040		郵送代	32,917	32,917	17,325	0			7
1934	22A40041		HP管理料	57,078	57,078	31,710	0			7
1935	22A40042 ~ 22A40043		HP管理料	56,700	56,700	31,500	0			7
1936	22A40044 ~ 22A40045		HP管理料	56,700	56,700	31,500	0			7
1937	22A40046		HP管理料	56,700	56,700	31,500	0			7
1938	22A40047		家賃	60,000	60,000	60,000	0			
1939	22A40048		パソコン代、パソコン用品代	17,754	17,754	17,754	0			
1940	22A40049		データ回収料	20,317	20,317	20,317	0			
1941	22A21001 ~ 22A21002		団会費	546,817	546,817	431,594	0			7
1942	22A21003		調査委託費	250,000	250,000	250,000	0			
1943	22A21004		調査委託費	250,350	250,350	250,350	0			
1944	22A21005		調査委託費	75,000	75,000	75,000	0			
1945	22A21006		購読料	10,395	10,395	10,395	0			
1946	22A21007		購読料	20,790	20,790	20,790	0			
1947	22A21008		購読料	10,395	10,395	10,395	0			
1948	22A21009		印刷代	160,923	160,923	82,950	0			7
1949	22A21010		印刷代	29,426	29,426	15,488	0			7
1950	22A21011	赤坂　てる子	印刷代	146,076	146,076	77,700	0			7
1951	22A21012		印刷代	147,630	147,630	77,700	0			7
1952	22A21013		版下代HP管理料	24,500	24,500	12,250	0			7
1953	22A21014		印刷代	78,750	78,750	39,375	0			7
1954	22A21015		郵送代	14,700	14,700	7,500	0			7
1955	22A21016		郵送代	31,164	31,164	15,900	0			7
1956	22A21017		郵送代	38,587	38,587	19,688	0			7
1957	22A21018		郵送代	21,785	21,785	11,115	0			7
1958	22A21019		発送手数料	16,758	16,758	8,550	0			7
1959	22A21020		発送手数料	15,844	15,844	8,168	0			7
1960	22A21021		郵送代	15,132	15,132	7,800	0			7

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
1961	22A21022		郵送代	33,164	33,164	17,095	0			7
1962	22A21023		郵送代	32,344	32,344	16,673	0			7
1963	22A21024		郵送代	12,493	12,493	6,440	0			7
1964	22A21025		郵送代	24,017	24,017	12,775	0			7
1965	22A21026		郵送代	27,495	27,495	14,625	0			7
1966	22A21027		発送手数料	15,312	15,312	0	0			2
1967	22A21028		郵送代	30,000	30,000	15,958	0			7
1968	22A21029		郵送代	11,209	11,209	5,963	0			7
1969	22A21030		郵送代	54,426	54,426	28,950	0			7
1970	22A21031		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1971	22A21032	赤坂　てる子	人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1972	22A21033		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1973	22A21034		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1974	22A21035		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1975	22A21036		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1976	22A21037		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1977	22A21038		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1978	22A21039		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1979	22A21040		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1980	22A21041		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1981	22A21042		人件費	25,000	25,000	25,000	0			
1982	22A20001 ～ 22A20002		団会費	546,817	546,817	431,594	0			7
1983	22A20003		調査委託費	250,000	250,000	250,000	0			
1984	22A20004		調査委託費	250,350	250,350	250,350	0			
1985	22A20005		調査委託費	75,000	75,000	75,000	0			
1986	22A20006		購読料	32,025	32,025	32,025	0			
1987	22A20007		購読料	32,025	32,025	32,025	0			
1988	22A20008		購読料	32,025	32,025	32,025	0			
1989	22A20009		印刷代	23,100	23,100	23,100	0			
1990	22A20010		調査委託費	300,000	300,000	300,000	0			
1991	22A20011		印刷代	53,550	53,550	19,238	0			7,9
1992	22A20012		印刷代	113,664	113,664	42,098	0			7,9
1993	22A20013		印刷代	58,275	58,275	20,936	0			7,9
1994	22A20014		印刷代	162,162	162,162	58,847	0			7,9
1995	22A20015		印刷代	29,400	29,400	10,562	0			7,9
1996	22A20016		印刷代	57,172	57,172	20,747	0			7,9
1997	22A20017		印刷代	116,093	116,093	45,833	0			7,9
1998	22A20018		印刷代	65,734	65,734	25,123	0			7,9
1999	22A20019		印刷代	265,828	265,828	98,455	0			7,9
2000	22A20020		印刷代	10,897	10,897	4,036	0			7,9
2001	22A20021		印刷代	48,480	48,480	17,956	0			7,9
2002	22A20022		発送作業代	52,425	52,425	19,025	0			7,9
2003	22A20023	森脇　久紀	発送作業代	61,826	61,826	22,899	0			7,9
2004	22A20024		郵送代	33,268	33,268	12,073	0			7,9
2005	22A20025		郵送代	44,178	44,178	16,032	0			7,9
2006	22A20026		郵送代	71,364	71,364	25,897	0			7,9
2007	22A20027		郵送代	95,752	95,752	34,748	0			7,9
2008	22A20028		郵送代	23,938	23,938	8,687	0			7,9
2009	22A20029		郵送代	33,204	33,204	12,050	0			7,9
2010	22A20030		郵送代	185,456	185,456	67,300	0			7,9
2011	22A20031		郵送代	16,325	16,325	6,375	0			7,9
2012	22A20032		郵送代	58,069	58,069	21,507	0			7,9
2013	22A20033		郵送代	29,948	29,948	11,092	0			7,9
2014	22A20034		郵送代	31,461	31,461	11,653	0			7,9
2015	22A20035		郵送代	39,343	39,343	14,572	0			7,9
2016	22A20036		郵送代	147,726	147,726	54,713	0			7,9
2017	22A20037		郵送代	22,571	22,571	8,360	0			7,9
2018	22A20038		郵送代	72,003	72,003	26,668	0			7,9
2019	22A20039		郵送代	66,202	66,202	24,519	0			7,9
2020	22A20040		郵送代	25,220	25,220	9,341	0			7,9
2021	22A20041		郵送代	12,042	12,042	4,460	0			7,9
2022	22A20042		郵送代	57,346	57,346	21,239	0			7,9
2023	22A20043		郵送代	28,401	28,401	10,519	0			7,9
2024	22A20044 ～ 22A20045		家賃	222,000	222,000	222,000	0			
合　計			128件	9,191,437	9,191,437	6,616,554	0			81件

【無所属議員】

（単位:円）

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A－B)	判断根拠	摘要	項目
2025	22A43001～22A43002	佐古　信五	家賃	40,210	40,210	0	0			2
2026	22A43003～22A43004		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2027	22A43005～22A43006		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2028	22A43007～22A43008		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2029	22A43009～22A43010		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2030	22A43011～22A43012		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2031	22A43013～22A43014		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2032	22A43015～22A43016		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2033	22A43017～22A43018		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2034	22A43019～22A43020		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2035	22A43021～22A43022		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2036	22A43023～22A43024		家賃	40,210	40,210	0	0			2
2037	22A43025～22A43026		光熱水費	10,148	10,148	7,611	0			7
2038	22A43027～22A43028		事務所電話代	11,641	11,641	8,731	0			7
2039	22A43029～22A43030		事務所電話代	11,746	11,746	8,810	0			7
2040	22A43031～22A43032		事務所電話代	10,745	10,745	8,059	0			7
2041	22A43033～22A43034		事務所電話代	10,739	10,739	8,054	0			7
2042	22A43035～22A43036		事務所電話代	12,088	12,088	9,066	0			7
2043	22A43037～22A43038		事務所電話代	12,507	12,507	9,380	0			7
2044	22A43039～22A43040		事務所電話代	16,911	16,911	12,684	0			7
2045	22A43041～22A43042		事務所電話代	17,870	17,870	13,403	0			7
2046	22A43043～22A43044		事務所電話代	16,155	16,155	12,116	0			7
2047	22A43045～22A43046		事務所電話代	14,544	14,544	10,908	0			7
2048	22A43047～22A43048		事務所電話代	14,892	14,892	11,169	0			7
2049	22A43049～22A43050		事務所電話代	17,107	17,107	12,831	0			7
2050	22A43051		給料	100,000	100,000	0	0			2
2051	22A43052		給料	100,000	100,000	0	0			2
2052	22A43053		給料	100,000	100,000	0	0			2
2053	22A43054		賞与	200,000	200,000	0	0			2
2054	22A43055		給料	100,000	100,000	0	0			2
2055	22A43056		給料	100,000	100,000	0	0			2
2056	22A43057		給料	100,000	100,000	0	0			2
2057	22A43058		給料	100,000	100,000	0	0			2

整理番号		議員名	費目内訳	政務調査費支出額(A)	監査委員査定額(B)	(参考)請求人査定額	返還すべき額(A−B)	判断根拠	摘要	項目
2058	22A43059		給料	100,000	100,000	0	0			2
2059	22A43060		給料	100,000	100,000	0	0			2
2060	22A43061		給料	100,000	100,000	0	0			2
2061	22A43062		給料	100,000	100,000	0	0			2
2062	22A43063		給料	100,000	100,000	0	0			2
2063	22A43064		給料	100,000	100,000	0	0			2
2064	22A43065	佐古　信五	給料	130,000	130,000	0	0			2
2065	22A43066		給料	130,000	130,000	0	0			2
2066	22A43067		給料	130,000	130,000	0	0			2
2067	22A43068		賞与	200,000	200,000	0	0			2
2068	22A43069		給料	130,000	130,000	0	0			2
2069	22A43070		給料	130,000	130,000	0	0			2
2070	22A43071		給料	130,000	130,000	0	0			2
2071	22A43072		給料	130,000	130,000	0	0			2
小　計			47件	3,269,613	3,269,613	132,822	0			47件
2072	22A36001		乗車券	10,700	10,700	0	0			1
2073	22A36002		乗車券	10,700	10,700	0	0			1,6
2074	22A36003		乗車券	10,700	10,700	0	0			1,6
2075	22A36004		宿泊代	14,800	14,800	0	0			1
2076	22A36005		乗車券	43,260	43,260	0	0			1,6
2077	22A36006		乗車券	10,700	10,700	0	0			1
2078	22A36007		乗車券	10,700	10,700	0	0			1,6
2079	22A36008		会費	12,000	0	0	12,000	⑩		10
2080	22A36009		HP更新料	21,000	21,000	10,500	0			7
2081	22A36010		携帯電話代	19,696	19,696	8,207	0			7
2082	22A36011		携帯電話代	24,012	24,012	10,005	0			7
2083	22A36012		携帯電話代	21,298	21,298	8,874	0			7
2084	22A36013		携帯電話代	22,418	22,418	9,341	0			7
2085	22A36014		携帯電話代	31,456	31,456	13,107	0			7
2086	22A36015		携帯電話代	25,142	25,142	10,476	0			7
2087	22A36016		携帯電話代	10,243	10,243	4,268	0			7
2088	22A36017		携帯電話代	12,644	12,644	5,268	0			7
2089	22A36018	福田　通雅	名刺代	15,000	7,500	0	7,500	⑩		10
2090	22A36019		パソコン代	67,800	67,800	33,900	0			7
2091	22A36020		携帯電話代	18,108	18,108	7,545	0			7
2092	22A36021		携帯電話代	16,808	16,808	7,003	0			7
2093	22A36022		労働保険料	62,720	62,720	0	0			6
2094	22A36023		給料	200,000	200,000	0	0			2
2095	22A36024		給料	200,000	200,000	0	0			2
2096	22A36025		給料	200,000	200,000	0	0			2
2097	22A36026		賞与	250,000	250,000	0	0			2
2098	22A36027		給料	200,000	200,000	0	0			2
2099	22A36028		給料	200,000	200,000	0	0			2
2100	22A36029		給料	200,000	200,000	0	0			2
2101	22A36030		給料	200,000	200,000	0	0			2
2102	22A36031		給料	200,000	200,000	0	0			2
2103	22A36032		給料	200,000	200,000	0	0			2
2104	22A36033		賞与	360,000	360,000	0	0			2
2105	22A36034		給料	240,000	240,000	0	0			2
2106	22A36035		給料	240,000	240,000	0	0			2
2107	22A36036		給料	240,000	240,000	0	0			2
小　計			36件	3,621,905	3,602,405	128,494	19,500			36件
合　計			83件	6,891,518	6,872,018	261,316	19,500			83件

(注)　整理番号(左側)　個別の議員の支出を整理するために連番を付したもの

整理番号(右側)　請求人が提出した査定表に記載された番号

費目内訳　請求人が提出した査定表の「費目内訳」欄に記載された支払の種類

(参考)請求人査定額　請求人が査定表において是認している額

判断根拠　監査委員が返還すべきとした支出について、その根拠を記載したもの
※いずれも，本文の「八　理由」の「２　判断」の「(2)　個別の判断」に記載しており，その項目番号①～⑩で表している。

項目　本文の「八　理由」の「１　事実関係の確認」において分類した否認理由の10項目のうち，該当項目を記載したもの